

平成 2 7 年

第 5 回 三川町議会定例会会議録

平成 2 7 年 9 月 8 日 開 会

平成 2 7 年 9 月 1 4 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 9 月 8 日 (火) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・ 荘内地方町村議会議長会議員前期研修会について	4
・ 庄内市町村議会議長会議員全員研修会について	4
・ 三川町行政評価に関する報告書について	6
議第 4 3 号 平成 2 7 年度三川町一般会計補正予算 (第 2 号)	6
議第 4 4 号 平成 2 7 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	6
請願第 4 号 所得税法第 5 6 条の廃止のための意見書提出を求める請願書	2 1
一般質問 5 名	2 3

第 2 日 9 月 9 日 (水) 休 会
< 請願審査委員会 開催 >

第 3 日 9 月 1 0 日 (木) 会議録第 2 号

議第 4 5 号 平成 2 6 年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について	6 0
議第 4 6 号 平成 2 6 年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6 0
議第 4 7 号 平成 2 6 年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	6 0
議第 4 8 号 平成 2 6 年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6 0
議第 4 9 号 平成 2 6 年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6 0
議第 5 0 号 平成 2 6 年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6 0
請願審査委員会報告 (総務文教常任委員会)	
請願第 4 号 所得税法第 5 6 条の廃止のための意見書提出を求める請願書	6 7

【決算審査特別委員会 開催】

第 4 日

9 月 1 1 日 (金)

会議録第 3 号

会議時間の変更 7 2

【決算審査特別委員会 開催】

第 5 日

9 月 1 2 日 (土)

休 会

第 6 日

9 月 1 3 日 (日)

休 会

第 7 日

9 月 1 4 日 (月)

会議録第 4 号

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告

(決算審査特別委員会委員長報告)	7 5
議第 5 1 号 三川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	7 7
議第 5 2 号 三川町手数料条例等の一部を改正する条例の設定について	8 3
議第 5 3 号 三川町立三川中学校屋内運動場外天井等落下防止工事請負契約の締結に ついて	8 7
議第 5 4 号 三川町教育委員会教育長の任命について	8 9
議第 5 5 号 三川町教育委員会委員の任命について	9 2
三川町議会議員の派遣について	9 4

平成27年第5回三川町議会定例会会議録

1. 平成27年9月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	大川栄一会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長	五十嵐泉建設環境課長
本間明教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘	議会事務局長	吉田直樹	書記	五十嵐章浩	書記
-----	--------	------	----	-------	----

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 9月8日(火) 午前9時30分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・ 庄内地方町村議会議長会議員前期研修会について・ 庄内市町村議会議長会議員全員研修会について・ 三川町行政評価に関する報告書について |
| 日程第 4 | 議第43号 平成27年度三川町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第 5 | 議第44号 平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 6 | 請願第4号 所得税法第56条の廃止のための意見書提出を求める請願書 |
| 日程第 7 | 一般質問 5名 |

○ 閉 会

○議長（成田光雄議員） ただいまから平成27年第5回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、4番 阿部善矢議員、5番 田中 晃議員、以上2名を指名します。

○議長（成田光雄議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 過般、議長の要請により、去る9月3日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、平成27年度各会計補正予算2件、平成26年度各会計決算認定6件、条例改正及び条例設定2件、事件案件1件、人事案件2件、以上13件があり、この他に、諸般報告3件、請願1件、一般質問5名、議長発議1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日8日から14日までの7日間と決定を見たものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告3件を行った後、平成27年度の各会計補正予算2件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、請願1件が上程され、紹介議員からの請願の趣旨説明の後、所管の委員会に付託となります。

今定例会では、夜間議会を開催することとしておりますので、本日午後6時以降をそれにあて、一般質問を行います。一般質問は、5名の議員から通告があり、1人30分を持ち時間として通告順に行い、本会議はこれで散会となります。

第2日目の9日は、本会議は休会となり、請願審査委員会が開催されます。

第3日目の10日は、午前9時30分から本会議を開き、平成26年度の各会計決算認定6件が一括上程され、決算の概要説明及び決算審査結果の報告を行い、直ちに議長発議により決算審査特別委員会を設置し、各会計決算6件を審査付託します。

次に、追加議事日程として、請願審査委員会報告が予定されており、これで本会議は散会となります。

その後に、決算審査特別委員会を開き、委員会構成を行います。審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配付いたします。

なお、決算審査においては、係長以上の出席を求めることにしておりますが、所管以外の審査では拘束しないこととします。

第4日目の11日は、午前9時30分から引き続き決算審査特別委員会が本議場で再開されます。

第5日目の12日、第6日目の13日は、本会議は休会であります。

第7日目の最終日14日は、午前9時30分に本会議を開き、決算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決を行います。その後、条例改正及び条例設定2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。その後、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となり、次に、人事案件2件がそれぞれ上程され採決となります。次に、議長発議1件が上程され、採決となります。なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書提出1件が予定されております。これで付議事件は全部終了となります。

以上のお通りでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう特段のご協力をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告といたします。

- 議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のお通り、本定例会の会期は、本日から9月14日までの7日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月14日までの7日間に決定しました。

- 議長（成田光雄議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

初めに、議員派遣の報告であります。これは、3月議会定例会においてそれぞれ議員派遣を決定したものであり、荘内地方町村議会議長会議員前期研修会及び庄内市町村議会議長会議員全員研修会について、議員からその報告を求めます。9番 佐藤栄市議員。

- 9番（佐藤栄市議員）

荘内地方町村議会議長会議員前期研修会の報告

1. 目的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 平成27年7月17日(金)

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 遊佐町 パレス舞鶴

5. 研修内容 講演「庄内地域の発展に向けて」

講師 庄内総合支庁長 齋藤 稔 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成27年9月8日

三川町議会

副議長 佐藤 栄 市 ㊟

続いて、庄内市町村議会議長会議員全員研修会の報告。

庄内市町村議会議長会議員全員研修会の報告

1. 目 的

地方自治の振興発展並びに地域開発の推進に寄与するため、庄内地方の市町議員の識見と資質の向上を図るとともに、庄内広域にわたる議会活動の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 平成27年8月17日(月)

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 三川町 いろり火の里「なの花ホール」

5. 研修内容 講演 「出羽庄内の観光資源とその魅力」
～今後の地方創生に向けて～

講師 株式会社 出羽庄内地域デザイン
代表取締役 小林 好雄 氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成27年9月8日

三川町議会

副議長 佐藤 栄 市 ㊟

○議長（成田光雄議員） 次に、三川町行政評価に関する報告書について、町長より報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 第5次行財政改革大綱及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、平成26年度事業の行政評価を行いましたので報告いたします。

評価の方法につきましては、三川町総合計画の実施計画に掲げております事務事業について所管課等による第1次評価を行い、その後、第1次評価の検証と課題及び今後の対応策につきまして、管理職で構成する行財政改革推進本部会議において第2次評価を実施いたしております。これら2回の評価を踏まえ、先月の8月25日、町内各組織・各種団体代表者及び識見者により構成する三川町行財政改革推進懇談会から、全施策の実施結果の検証と今後の方向性について、第3次評価としてご意見ご提言をいただいたところであり、その結果等につきまして、三川町行政評価に関する報告書として本日配付させていただいておりますのでご参照いただきたいと思います。なお、報告書の朗読につきましては省略させていただきます。

また、三川町行政評価調書につきましては、町のホームページ等でも公表していくことを申し添えまして報告いたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、諸般報告を終わります。

お諮りいたします。日程第4及び日程第5の以上2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4及び日程第5の以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第43号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第2号）」及び日程第5、議第44号「平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第43号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第2号）」、議第44号「平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、以上2件について、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも、事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

初めに、議第43号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第2号）」であります、既定の歳入歳出の予算総額に、歳入歳出それぞれ8,322万7,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を42億8,777万9,000円とするものであります。

まず、歳出の主なものについて申し上げますと、2款総務費につきましては、一般管理費における特別職報酬等審議会委員報酬、企画費におけるふるさと応援寄附金に係る寄附者謝礼、郵便料及び作業手数料、並びに、ふるさと基金積立金、また、電子計算費における電算処理業務委託料等、戸籍住民基本台帳費における臨時職員賃金等について、おのおの追加補正するものであります。さらに、山形県議会議員選挙費における選挙費用の確定に伴いまして不用額を減額補正、基幹統計調査費において教育統計及び国勢調査費を追加補正するものであります。

3款民生費については、社会福祉総務費における介護保険特別会計繰出金、6款農林水産業費については、農業振興費における学校給食での山形牛利用促進対策事業費補助金、さらに、7款商工費については、いろり火の里施設費における修繕料について追加補正するものであります。

8款土木費については、土木総務費における施設等管理業務委託料、法定外公共物整備事業費補助金、道路維持費における道路施設補修工事請負費、道路安全施設補修工事請負費、橋梁維持費における橋梁長寿命化対策に係る業務委託料、公園費における遊具の修繕に係る工事請負費について追加補正するものであります。

9款消防費については、消防ポンプ格納庫の改築に伴う補助金の追加補正であり、10款教育費については、県大会以上出場選手派遣費助成金、学校給食システムに係る使用料及び賃借料を追加補正するものであります。

次に、歳入であります。歳出の追加補正費目に伴い13款国庫支出金、14款県支出金、16款寄附金、18款繰越金、及び19款諸収入について、所要額を計上いたすものであります。

続きまして、議第44号「平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1款総務費につきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る事業費の財源更正、及び介護認定審査会委託料の追加補正であり、5款基金積立金については、平成26年度における保険料収入の精査に伴う介護給付費準備基金積立金の追加補正、7款諸支出金については、平成26年度介護給付費及び地域支援事業費の精算に伴う過年度分返還金の追加補正であります。

次に、歳入であります。歳出の追加補正費目に伴い、3款国庫支出金、7款繰入金及び8款繰越金について、所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ1,061万7,000円を追加し、補正後の予算総額を8億4,991万7,000円といたすものであります。

以上、議第43号及び議第44号について一括にご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等より説明申し上げますので、よろしくご審議くださいましてご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

7番 小林茂吉議員。

○7 番（小林茂吉議員） 本定例会の会期、それから議事日程は、先程私の方から報告したとおりでありまして、議案もそうでありますが、議案書のこの資料の質疑に入る前に、議第44号の介護保険の前文、少しこの数字の並べ方が間違っているのではないのかというふうに思いますが、ひとつその確認をしてから質疑に臨みたいと思います。確認してください。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今ご指摘ありました議第44号の歳入歳出予算の補正の第1条の部分でございますが、歳入歳出それぞれ表記上「1,016万7,000円」という表示になっておりますが、正しくは「1,061万7,000円」の誤りでございますので、お詫びして訂正申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） それでは、私の方から二つ質問したいと思います。

まず、補正予算の総務費、国勢調査の方が、国の方からの予算が削られているのに一般財源の方で増えているということで、今年から国勢調査が始まりまして、インターネットでの調査もやるというふうなことで、人は、調査員の報酬は減っているのに増えている。その辺、関係あるのかなということで、その辺教えてください。

それから、9款の消防費ですけれども、消防格納庫の整備ということで200万ということですが、格納庫は各町内会は各町内会でやっているし、分署にあたっては今回新しくするわけなので、どこをどうするのか、二つ教えてください。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 国勢調査の関係でございます。

歳入の方の委託金、こちらにつきましては、前年度、当初予算を組む際に国の方から示されております率、それを掛けまして、金額の方を委託金として計上しております。こちらの方、総務省で定めておりますこの減少率、この部分、さらに委託金として交付決定になった額が2万2,000円ほど減少しているということで、このたび委託金の方を減額したところでございます。

支出の方につきましては、今回のいろいろな国勢調査の部分でインターネットによる投票、そういった部分もございまして、この部分につきましては、委託ということで、事業所への委託の部分を追加、さらには臨時職員の雇用関係で支出の部分、この国勢調査に併せて社会保険料等を追加する必要があるということで、今回の国勢調査に併せて計上したところでありまして。

国の方の交付額については、国から示された部分が減額になったということで、県からの支出金、委託金が減ったところでありまして、このたびの調査に併せて、これから現地ですでに調査表の配付も行っておりますけれども、必要な部分を計上したところでございます。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 9款の消防施設費の補助金の内容につきましてお答えいたします。

この消防施設整備事業補助金につきましては、三川町消防施設整備要綱によりまして、その整備に係る費用に対して補助金を交付しているところでございます。

今回の消防ポンプ格納庫につきましては、尾花町内会の消防ポンプの格納庫の補助でございます。事業費といたしましては、消防ポンプ格納庫新築が270万円、それから、現在の格納庫の解体費用が40万円、合わせまして310万円の事業費になっております。この事業費につきましては、補助率4/5と定めておりまして、248万円になるところでございますが、上限を200万円と設定していることから、このほど200万円の補助金の追加補正をお願いするものでございます。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 先程の答弁で答弁漏れがありましたので、賃金、報酬の減額でありますけれども、こちらの方につきましては、なの花荘、それから、老人福祉施設の「ほのか」について、これまでは調査員の方で調査に入っておりましたけれども、事業所ということで調査委託するというので、そちらの方の委託へ切り替えるということで、報酬の部分、5万2,000円ほど減額し、その代わりといいますか、委託料ということで、なの花荘と「ほのか」への調査を委託ということで、委託料を7万9,000円追加するというのでございます。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 委託料というのは「ほのか」とかそういうところだということで、分かりました。

それで、消防ポンプの補助ですけれども、これは新築の場合、建て替えの場合の補助で、修理とかそういうのはあったのでしょうか。そこを教えてください。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） お答えいたします。

三川町消防施設整備要綱によりまして、ポンプ格納庫等の修繕に対しても補助を行っているところでございます。その規定といたしましては、増改築及び修繕10万円以上の工事費に対して4/5の補助金を出す、そういうふうな規定になっております。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私の方から、まず3款の民生費なんですが、152万6,000円の繰出金というか、これの内容について教えてほしいということ。それと、いろり火の里施設費・修繕費80万、ここは何を修繕したかということ。それと、8款土木費の法定外公共物整備事業費補助金、この法定外公共物はどこなのかということ。それと、土木費の370万、ここはどここの道路維持費がかかったのかということ。それと、橋梁の方ですが、370万、ここはどここの橋梁かということ、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 一般会計3款の民生費、介護保険特別会計への繰出金152万6,000円でございますが、今回、ただいま審議いただいております介護保険特別会計の歳入の部分の一般会計からの繰入金ということで、7款にこの金額がそのまま計上させていた

だいているということでございます。

これにつきましては、介護保険特別会計におきます事務費に係る部分について、国庫補助金が減額になるということから、一般会計からの繰り入れをお願いするという経過でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の里の修繕関係でございますけれども、田田の宿の方につきましては、出入り口の看板、雁木等が腐食しているということで、そういった部分の修繕に今後あたっていきたいと。

それから温泉の方につきましては、脱衣室の戸の交換等もしていきたいということで考えております。

あと、ホールにつきましても、壁面等の修繕箇所、そういった部分を総合計しまして80万計上しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 3点ほどのご質問でございました。

7ページの8款土木費の土木総務費の中の法定外公共物整備事業費補助金59万9,000円、これにつきましては、この事業につきましては、生活環境の向上を図るため、生活道路や排水路、法定外公共物でございますけれども、その整備事業を行う場合に、その事業費の一部を補助するものでございます。

具体的に申し上げますと、対馬町内会の方から一部土側溝のいわゆる素掘りの部分の側溝があるということで、そこをコンクリートのU字溝にすると。一部ふたがけもございすけれども、10月1日から11月30日の2ヵ月をかけてこの工事をしたいというご要望がございまして、事業費の2/3である59万9,000円を補助する、そういう内容でございます。

それから、その下の道路維持費の関係でございますけれども、これにつきましては、最初に道路施設補修工事請負費190万円、この関係につきましては、まず一つが助川横山線、これは横山下の町内会の中でございすけれども、ごみステーションの移動、移設をしたいというご希望がございまして、延長10メートル程度でございますが、側溝の補修を行うものでございます。

それからもう一つ、小尺横山線、これ加沼町内会でございすけれども、道路の横断側溝の部分で蓋版の段差ができたというようなことで、そこを改修するものでございます。延長が4m程度でございます。

さらに、土口町内会の中にあります路肩が崩れているところ、延長大体50m程度でございますが、経年劣化というようなことで、アスファルト舗装、路肩を改修する、そういうものでございます。

それからもう一つ、成田新田・鶴岡線ということで、D線でございますけれども、路肩、これにつきましても100m程度、路肩の一部を切り取って路肩を正常な形に戻す。それから、路肩の劣化した舗装を取り除いて道路の保護を図るものでございます。

それから、道路安全施設補修工事請負費180万円、この内容でございますけれども、これ

につきましては2カ所ございます。一つが竹原田荒屋線ということで、このいわゆる視線誘導標の設置でございます。スノーポール兼用型でございますけれども、これから降雪期に向かいますので、地吹雪が発生しやすいところというようなことで、竹原田荒屋線、竹原田と小尺の区間でございます。

それから、助川三本木線、助川から三本木までの間、こういった部分で地吹雪が発生しやすいところにデリネーターをつけるということでございます。

さらに、横山1号線ほか安全施設改修工事ということで、これは3カ所ございますけれども、横山1号線、それから押切新田線、尾花善阿弥線ということで、紅白のガードパイプの改修を行うものでございます。かなり経年劣化で腐食が激しいところを交換する、そういうものでございます。

それから、その下の橋梁長寿命化対策ということで、これにつきましては、これは370万でございますけれども、本町ですでに平成22年度に橋梁の点検を実施しているところでございます。それで、翌23年度に橋梁長寿命化計画、橋梁の修繕計画でもありますけれども、これを策定しております。

ただ、国におきまして、平成24年の12月に中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故が発生した経過がございます。そのようなことも受けまして、これまで、橋梁の点検業務につきましては、遠視といいますか、遠目から見て、遠目の目視での点検でございましたけれども、そういった事故等を受けまして、国、それから県の方針としては、近接目視点検というようなことで、場合によってはハンマーで打診、打ってみるとか、そういうふうな点検方法に変わるようになりました。

それで、平成27年の3月下旬に国から明確な点検方針が示されました。遠視点検から近接点検に移行というようなことで、今年の6月末に点検基準に係る具体的な歩掛が示されたところでございます。

それで、当初では280万の予算でございましたけれども、実際、その示された歩掛によって積算したところ、650万ほど必要だというようなことで、当初予算を差し引きまして、今回370万の追加補正、そういうものでございます。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 分かりました。それで、先程の介護保険なんですが、事務費が国の方から減額されたというのは、どういう理由でもって減額になったのかということと、それと、10ページなんですが、一般職のところで、職員手当137万円が減額になっていたんですが、これはどうして減額になったのか教えてください。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 介護保険特別会計のページでいきますと3ページになりますが、介護保険事業費国庫補助金140万7,000円の減額ということで、今回補正をお願いしているところでございます。

この経緯につきましては、事業費、事務費としまして、介護報酬の改定に伴います、いわゆるコンピューターのシステム改修事業の経費としまして国からの補助金が交付されてくる

ということで、当初予算を260万7,000円計上したところでございますが、今年度に入りまして、6月19日付の事務連絡でございましたけれども、この補助金の算出方法につきまして、昨年度の当初予算案を編成する際の方針を見直しまして、改めて算定方法を変更したということで通知がございました。これによりまして、140万7,000円の減額に至ったという経緯でございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 10ページの時間外勤務手当137万9,000円の減額の理由でございますが、これにつきましては、予算書の5ページに記載の山形県議会議員選挙費における下から2番目、一般職員手当137万9,000円の減額、このものでございます。

山形県議会議員選挙につきましては、東田川郡選挙区が無投票だったということから、投票に係る職員の時間外勤務手当が不要になったということの減額でございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに、5ページになりますけれども、一般管理費で、今回、特別職報酬等審議会委員報酬10人分、これは10人以内の審議委員ということになって、議員等の特別職の報酬を議会に提案する場合、審議会を開くということで、今回の場合、議会議員、これには町長、副町長、教育長、農業委員会等の特別職の報酬も審議の対象になっておりますけれども、今回はどういういきさつで報酬審議会を開くのか、伺いたいと思います。

そして、8ページの公園費、これはどういう内容のものなのか伺いますし、あと、先程同僚議員が言った、いろり火の里で、田田の中の脱衣場の修繕ということがありましたけれども、どういう修繕を行うのか。

そして、8ページの教育費で、大変うれしいことですが、中学校教育振興費で、県大会以上ということで今回補正、すばらしい成績のための補正と思いますが、その内容と、あと、教員が顧問となっている場合、これは教員の出張費だけなのか、こういう選手の派遣についての額はないのか。あるいは、中学校の実態を見れば、いろんな形でコーチ等をお願いしているわけですが、コーチ等は当然応援あるいは指導等に行くわけですが、そういう選手以外の人たちへの派遣費も考えてのこの予算要求なのか、伺います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 特別職報酬等審議会委員報酬の追加補正の関係でございますが、まず、本町の特別職の報酬等につきましては、現状といたしまして、県内においても最下位、または下から2番目とか、そういった大変低い状況でございます。このような状況にある職種といたしましては、まず、町長、副町長、教育長、それから議長、副議長、議会議員、この職にある方々の報酬等でございます。

なお、教育委員、農業委員につきましては県内でもほぼ中位の状況にはございますが、今回審議いたします、諮問いたします内容の対象者といたしましては、教育委員、農業委員も含めて現在のところ考えております。予算を議決いただいた後に、この委員報酬をもとに2回の委員会開催を考えているところでございます。

繰り返しになりますが、まずは、町長、副町長、教育長、議会議員、教育委員、農業委員、

この方々を対象にした検討をしてみたい、そういうものでございます。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の里の修繕の、先程言いました温泉の方の脱衣室の修繕関係でありますけれども、脱衣室の戸の修繕、交換を含めた修繕でございます。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 8ページの公園費、工事請負費60万円の件に対するご質問でございました。

この内容につきましては、2カ所の工事を予定いたしております。一つが赤川河川緑地ふれあい広場でございます。車両進入簡易防止柵設置工事というようなことで、あそこは芝の管理をしているわけでございますけれども、たまに車両が中に入って動き回って芝を傷めている、そういう状況があるものですから、プラスチック製の擬木といいますか、そういったものを設置してトラロープで囲んで、進入禁止といった表示をしたいということで一つは考えています。

もう一つは、袖東公園の複合遊具塗装修繕工事でございます。これにつきましては、毎年春先に遊具の点検を業者に依頼して行っているところでございます。その中で、袖東公園にあります複合遊具の一つが総合判定として危険性の高い異常があり、緊急修繕が必要、または破棄し更新を検討しなさい、そういう指示であったものですから、これにつきましては、具体的に申し上げますと、手すりとか支柱、階段、上り棒、それから遊具の裏側でありますとか鉄骨腐食部分、こういったものの下塗り、それから上塗りというようなことで、予算的には50万ほど考えておりますし、先程の赤川河川緑地ふれあい広場につきましては18万円、そのように考えております。

なお、袖東公園の危険な複合遊具につきましては、使用禁止あるいは使えませんというような札を掲示しまして、トラロープで囲んで使用できないような状況にしております。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 8ページ、10款教育費、県大会以上出場選手派遣費助成金についてのご質問でございました。

これにつきましては、県大会を経まして、東北大会の方に柔道、卓球、水泳の選手が出場しております。さらに柔道につきましては、北海道で行われました全国大会に出場しております。その経費プラス、今後、新人戦の県北大会も予想されますので、それらを見込んで、今回、補正予算の上程をさせていただいたものでございます。

なお、中学校の部活動につきましては、大会出場にあたって顧問の帯同が必須となっておりますので、顧問については、県費教職員の場合については、旅費を県費として支出されております。なお、選手の出場費につきましては、町から8/10の助成を行っております。

さらに、コーチにつきましても、大会規定で帯同が認められている場合については、同じく1名について8/10の助成、そして出場選手、コーチについて、残る2/10がございりますが、これについては、中学校の体育文化後援会の方から助成がされているというふうに聞いております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程の特別職の報酬審議会、今後2回やるということですが、10名以内で、普通1回5,000円であれば5万円で、これがもし計画、今回補正5万ですけれども、2回となれば10万の補正が必要ではないかと思われませんが、ここの解釈、私の勘違いなら。事前に5万円は組んであって、新たに5万円を補正なのかということで、1回ならそれでいいんですけれども、2回となれば10万円の補正要求が必要ではないかということでもあります。

そして、この特別職の中では町長も報酬がありますが、町長は今まで、いろんな事柄があった時点で自ら報酬を減にしてきた経緯があります。こういう場合、報酬審議会ではどういう提案をなされるのか、この件の決まり等ありましたら、考え方がありましたら伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） まず第1点目の予算の額についてでございますが、1回分については当初予算で計上させていただいておりますし、2回やるということから、今回、もう1回分、2回目分を追加補正させていただきたいというものでございます。これで10万円の予算を確保させていただきたいというものでございます。

2点目のご質問でございますが、町長等の給料につきまして、特にこうしなければならないというような決まりはございません。それらについても、県内での状況、また、去年は民間の景気が回復基調にあるということから6年ぶりに人事院勧告の引き上げ勧告が出され、県の人事委員会においても同様の措置がとられまして、一般職については給料の引き上げを行ったところでございますが、特別職については、基盤となる給料、報酬については何の手だてもしていない状況でございますので、このような状況に鑑みて、現状のままでいいのか、少し上げるべきではないのか、そういったところから、今後議論を重ねて諮問する内容について検討してまいりたい。そして、諮問し答申をいただく、そのようなことで考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 私から、では2点ほどお願いします。

ふるさと応援寄附金に関する内容ですが、今回、6月議会に続いてまた7,000万の補正ということで、申し込みの状況について、現時点といたしますか、一番新しい数字を教えてくださいたいと思っております。

それから、それに関して、歳出の部分、返戻品等、かかる経費、それから、3,000万ほどはふるさと基金の積み立てということで理解するわけですが、この差額分の111万2,000円ほど、歳入と歳出、これにかかわる差額分がありますが、一般財源ということで、どこかで使われているのだと思いますが、どこに行っているのか、その辺、もし分かれば教えてくださいたい。

それから、細かいこととなりますけれども、7ページの農業振興費、食のまちづくり推進事業ということで、その他の財源というふうになっておりますので、歳入も諸収入ということ

で、県費ではないようですが、これはどこから入って、どのような目的で追加補正するのか。

それで、学校給食に関して、山形牛を給食に出すというふうな内容だと思うんですけども、2万2,000円という金額が非常に小さいのかなど。学校、児童生徒、それから教職員、ざっと計算しますと1人あたり40円ほどしかならないようですので、どういった内容なのか。町の方で一般財源を加えて、その内容についてプラスするというふうな考えもできたのかもしれないけれども、内容について伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） ふるさと応援寄附金の関係で2点でございます。

最初に、申し込みの状況でございますけれども、申し込みの寄附金の総額につきましては、9月の昨日7日の数字で押さえている部分については、1億3,700万の申し込みがあったところでございます。現在も引き続き伸びている状況でございます、今回の補正ということでもさせていただいているところでございます。

それから、基金の3,000万と支出の差の部分ということでございましたけれども、今回予算に計上しましたふるさと応援寄附金としては、7,000万の歳入を受けて、支出、基本的には半分ぐらいお返しするというところで、謝礼としての3,500万。それから、郵便料、手数料という形で、3,800万という形で支出。基金の方については、一応ある程度の数字でまとめさせていただいたところでございます。

あと細部の実際の残りの部分については、細部、どの部分に使うという部分については把握していないところでございます。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問は、山形牛の利用促進にかかわる事業、この内容ということでございました。

この事業の設定者は、全国農業協同組合連合会の山形県本部になってございます。ですので、この事業を活用して三川町では町として小学校、中学校の給食に山形牛を提供していくというような内容になってございます。

ただ、今回の補正につきましては、昨年度も実施しております。山形県本部の方では、単年度事業というような捉え方をしております、当初予算の段階では実施するかしないかという部分の判断がありませんでした。したがって、先般4月に実施をしますという連絡がございましたので、町としてもこの事業を取り入れて、今年度も実施したいということでの補正のお願いでございます。

改めて内容でございますが、山形牛を給食に提供すると。いわゆるその回数については1回切りであります。事業主体からの説明では、11月の29日が「いい肉の日」という形で、この日に実施したいというのが基本のようです。ただ、今年については11月29日が日曜日なものですから、翌日の30日に一斉に実施したいということであります。

1食について、150gを上限としておりまして、補助金額も1食40円ではなく、さらに低い30円ということになってございます。

小学校3校、中学校1校の4校に対して、所定の人数に対して30円の補助金をいただくということになります。その金額が2万1,000円という形になりますが、実際に使用される肉については100g、計算してみますと417円という、いわゆる高い単価になります。これを補助金をいただくことで100g、217円で提供できるといった形になってございます。

一般財源も入れながらさらに充実ということでございますが、今現在のところ、この事業を活用させてもらって実施するというような考え方にしております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ふるさと応援寄附金の関係なんですけれども、寄附者の意向によって、町政全般に使っていいという方が一番多いというふうに承っておりまして、今回の答弁でも具体的なその差額分に関してはないというふうなことでしたけれども、今後の考え方といたしますか、改めてこのふるさと応援寄附金の活用というものを少し整理すべきかなと思ったところでした。

町として、今の地方創生も含めてですけれども、特徴あるまちづくりということにこの応援寄附金を使うべきではないかというふうに思っております。その点、今後の対応、どうお考えか、改めて伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前10時28分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時45分)

○議長（成田光雄議員） 石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） ふるさと応援寄附金の活用方法の考え方についてのご質問でございますが、まず第1点目といたしまして、基本的には経常経費に大きく充当するようなことは避けてまいりたいという考え方がございます。

これにつきましては、ふるさと応援寄附金、今年度も順調な形で寄附額が推移しているところでございますが、来年度以降どうなるのか、保証のないものであることから、これを、多くの額を、多くの割合を一般財源として町財政運営に充当するという事は非常に危険をはらむ方向、やり方だということから、それはできるだけ避けようということのひとつ考え方を持っているところでございます。

そのような中、まちづくり、地域づくり、また町行政のレベルアップを図る、そういった観点でいろいろな事業がございます。今年度につきましては、平成27年度予算におきましては、60周年記念事業、これについてはいろいろ60周年を町民挙げてお祝いしていただきたいという考えから、960万ほど充当しているところでございます。

また、いろり火の里の遊具設置、それから瑞穂の郷づくり、こういった内容で、2,160万円ほどをふるさと応援寄附金を充当しているところでございます。

今後でございますが、まちづくりという観点で大きな事業が予定されております。その中には、かわまちづくり、それから子育て支援施設、こういった事業の立ち上げにかかる費用、かなりの一般財源も必要になるのではないかと考えております。そういったものに充当していこうというのが考え方でございますし、これについては、毎年度、各課から上がってくる事業を見ながら何に充当するのが妥当なのかを考え、またさらに企画調整課との

連携によりまして、できる限り寄附者への意向も意識しながら考えていきたいというのが現在の町として持っている考え方でございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） まず一般会計の、先程も質問が出ておりましたが、当初予算ですでに予算は確保されておりました特別職の報酬等の審議会、いよいよ補正を求めて、またこうした予算を計上してくるということは、いよいよもっての審議会の設定にもう走っているのかなというふうに認識されるところであります。

この件につきましては、非常に町民の皆さん方も、特にこうした議員報酬含めて、町長、それからそうしたいろいろな方々の報酬については、大変シビアな感覚をお持ちのようでありまして、なかなかこの件について審議するということは大変慎重性を要するのかなというふうに私も思っております。

しかしながら、その時代時代を背景にしてこうした審議会を設置する機会としては、まさに時宜を得ているのかなというふうに私は認識しております。

と申しますのも、本町と類似するいわゆる予算規模なり人口規模、そうした町村は県内の中に九つあるわけございまして、そうした九つの団体の平均値を見ても、本町の場合はすべてにまさって非常に最下位の位置に位置しているということでもあります。

審議会を開くことにつきまして、まず考えられるのは、広く町民の皆さん方からの意見を拝聴していくということが基本的に最も大事なことではなかろうかと思えます。委員構成は10人以内というふうになっておりますが、どういった方々が委員として任命されていくのか、それはよくは分かりませんが、条例においては、各団体の長とか、または町民がそこに参画するといった構成になっているようであります。

公共団体等の代表者というのは私たちは大体認識しておりますが、その他の住民といえますか、そうした方々からも意見を拝聴していく。その他の住民に対するいわゆる選考のあり方についての一つの基本的な考え方、これをぜひお聞きしたいんですが、例えば、自らこの件に関して非常に興味をお持ちの町民の皆さん方、自ら手を挙げてその審議会に参加したいという意思のある方、例えば、公募制をとればそういう形がかなうわけでありまして、そうした形をとってまいるのかどうか、その辺を少しお聞きします。

それから、先程も申し上げましたが、県内の9団体の中でも非常に下の位置に位置している報酬でございますが、申し上げれば、町長の報酬に関しては、9団体の平均の中でも月額5万円ほど、非常に低いということですね。平均より低いわけです。それから、私どもの議員に関しましても、9団体の平均から見ても4万1,000円ほど、非常に低い位置にあるわけです。

町長の報酬と議員の報酬、この比率というのが大変大事なことであって、議会は二元代表制を尊重しているわけでありまして、町長の報酬が飛び抜けて高く、議員が飛び抜けて低いということはあり得ない話でありまして、そうした比率の関係も非常にバランスをとっていかねばならない。この件につきましても、9団体の中でもやはり5%ほど、そのようにかけ離れているという実態があるわけです。

審議会に提示すべきこうした資料のいわゆる選択、こういった資料を審議会で活用されていくのかどうか。その内容等をまずお聞きしたいなというふうに思っております。

それから、毎度補正予算にはいろいろ火の里の修繕費がよく出てまいります。将来的にこのいろいろ火の施設の整備、また修繕につきまして、大きな基本的なプランというのをお持ちなのかどうか。私はこの辺が非常に不透明なのかなというふうに思っております。

あえて温泉基金なんかも設けてやっておられますが、基本的にリニューアルはいつ頃予定されていくのか、大規模改修はいつ頃やるのかといった基本的な計画性がまったく見えてこない。その都度、こうした修繕費がぽつんぽつん出てきて、積もり積もって非常な額になっているだろうというふうに私は思いますが、そうしたこれからのあの施設の管理、マネジメントの考え方についてお伺いしたいというふうに思っております。

それから介護保険の方ですが、第5期、24年、25年、26年、この事業計画期間の中で生じました、余剰金というふうに私は捉えておりますが、1,050万ほど。その半分を基金の方に積み立てていくということですが、この積み立てる額についてはちょうど1/2の額がなされておりますが、これは、あくまでも国から来る部分について、いっぱいもらえば返していかなければならない、その部分を除いた部分は基金の方に積んでいくというのはごく当たり前の話であって、こうした余剰金を事務費に充てるということはまずあり得ないわけでありまして、こうした手法は正しいと思います。

ただ、将来的に今後、介護給付費の伸び率、そうしたことを想定した場合に、一体今の介護給付費等の準備等の基金、このあり方について、基本的にどういったお考えを持つのか。それから、普通であれば、事業計画期間内で余剰金が出れば、新しい事業計画期間の介護保険料を少しでも高くしない、安くする手法、手だてというのは当然とってきたわけですが、そうした関連性から見て、今回のこの準備基金へ基金を積み立てる根拠といたしますか、そうした基本的な考えをお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 工藤副町長。

○説明員（工藤秀敏副町長） 特別職報酬等審議会の設置等についてのご質問でございますけれども、小林議員ご指摘のとおり、町民の関心は非常に高いものと認識しております。

先程、志田議員の方からもご質問の中でありましたけれども、平成19年に町長以下特別職の給料につきましては、特例条例によりまして一定の率で減額されているというようなことでございますし、議員につきましても、議長を初め、県下でも最下位に位置する報酬というようなことで、その改定につきまして、非常に時期等について模索してきたというのが今までの実情かと思えます。

そのようなことから、各団体等の代表、それから、町民から広く意見を聞くというような手法について、現在、検討しているところでございますし、小林議員ご提案の公募制をとった場合、どの程度の人が手を挙げていただけるのか。その辺も、本町の今までの委員の公募実績等から見ても非常に低いというような状況もございますので、その辺を勘案しながら十分検討してまいりたいというふうに思うところです。

10年間ほど特別職報酬等審議会は開いておりませんので、担当部署の方では、その10

年前の資料等を見ながら資料の準備等を現在進めているところでございますし、小林議員ご指摘のとおり、県下の特別職の報酬の状況、そして、諮問職であります町長以下の特別職、それから議員、農業委員等の諮問職につきまして一覧表等を作成いたしまして、十分ご審議いただきたいというふうに思っているところでございますし、1回では結論を得ることができないだろうということで、今回の補正をお願いしたところでございます。

それから、いろり火の里の補正というようなことでのご質問でございますけれども、確かに平成元年、温泉が湧出したしまして、平成2年から施設運営が始まっているわけでございますので、グランドオープンにつきましてはその後10年経過して平成12年ですけれども、相当経過年数、経年劣化が起きているということで、その対応に追われているというのが実情でございます。非常に修繕費等もかさんできているということで、毎回、機械設備等を初め配管等、それから、源泉設備等の修繕等で非常に多額の補正を毎回お願いしているようなところでございます。

何といたっても本町の観光の目玉でありますので、円滑な運営をしていきたいというようなことで、みかわ振興公社が運営をしているわけでございますので、その円滑な運営に日々、私も含めてですけれども、常務、それから社員一同、一体となつてあつているところでございます。

そのようなことから、いろり火の里のリニューアルはいつ頃になるのかというようなことでございますけれども、明確な時期については現在示すことができないわけでございますが、一定の温泉基金が積み立てが終了した時点というようなことになろうかと思ひますし、先進事例等の旅館等の改築等を見ますと、数億円が配管設備の交換等にはかかるというようなことも実態として調査をしておりますので、大型事業、優先順位等をつけまして、本町の今課題となっております、かわまち、それから子育て支援施設等々があるわけですので、庁舎の耐震化もございまして、その後に明確に議会とご協議させていただきたいというふうに思うところでございます。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 先程ご質問がありましたとおり、繰越金、それから、その繰越金を活用しましての基金積立金の算出方法については、ご質問のとおりでございますし、具体的な数字関係を申し上げますと、後程審査いただきます平成26年度介護保険特別会計の決算といたしまして、差し引き1,049万9,940円、この繰越額が生じたという状況にございまして、質問にありましたとおり、国庫補助金の返還金分を差し引きました残額といたしましての507万9,890円を、今回、明確な形で基金に積み立てさせていただくという経緯にございます。

その結果、総額では、26年度末の1,910万1,000円ほどの基金にこのたびの508万円を加えまして、さらには、利息分を加えての総額としましては、今のところ、基金残高としましては2,422万程度になる見込みでございます。

先程ご質問の話にもありましたとおり、第6期の財政にこれを充当するという考えでございまして、でき得る限りの保険料を抑制するという考え方で第6期の保険料を設定させてい

ただいたという経緯でございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） まず、いろり火の将来的なお話ですが、やはり町は優先すべき事業があるわけでありまして。それは当然であります。やはりその側面においては、しっかりとあの施設の今後の計画性というのは、優先順位に隠れて全然動かなかつたでは話にならないわけであって、それぞれ他の自治体の状況を見ましても、今、副町長がおっしゃるとおり、リニューアルとなれば数億円の経費はかかることは誰も想定されるわけです。

そうした将来的なものが想定されるとすればするほど、やはり計画をいち早く立てていかなければならない。それでは、その数億円をこれからどのように積み立てていくか。それがまったく計画性がなければ前に進んでいかなないわけであって、やはりそうしたいろり火の里のこれからのあり方については、優先順位の事業を正確に迅速にやるということはもちろん大切なことではあります。やはり側面からそうしたいろり火のあり方については念頭に入れて、計画性をしっかりと踏んでいく必要があるだろうというふうに思います。

それから、介護給付費の準備金につきましては、今回のこの結果を見れば2,400万ほど基金の方に残っているわけでありまして、将来的にこの基金の額がどの程度が妥当性があるのかどうかということ、まったく介護給付費の動向によってはつかめない話ではあります。計画は各3年間の中期事業計画ということで3年間の計画を作っているわけでありまして。介護に要する事業費、おおよそ第6期の計画ではなされているわけでありまして、この準備金のあり方について、もう一回課長の方から、どの程度、この今の27年度から3カ年の事業計画期間の中でどれほどの確保が必要なのかということ、少しお考えあればまたお聞きしたいというふうに思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の里のリニューアルということですが、先程副町長の方、答弁いたしました。現在、町の方では公共施設の長寿命化ということで、今年度も緊急の、教育施設である学校等の工事、それから、消防分署の方の工事も実施されているところであります。さらには、今後予定される、いろいろなそういう耐震長寿命化ということで工事も予定されているところではありますけれども、施設のリニューアルについては、緊急の部分でも数億かかる、そういった高額な事業費がかかるということで、他の施設の緊急性、そういった部分も十分踏まえながら、施設としての今後の適切な時期に修繕、リニューアルするという、今後の町の今のふるさと基金の部分、ありますけれども、温泉基金でどれだけの部分、そういった部分を十分踏まえて、リニューアルの時期については、費用的なもの、それから町の財政計画を踏まえて判断してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） ご質問のありました介護保険制度の財政運営についての考え方でございますが、基本的には3年間で1期としておりますその期間内、皆さまから頂戴いたします介護保険料、さらには国庫補助金等によりまして、歳入歳出、その金額です

べて賄うべきという考え方で運営する方針になってございます。

ただ、結果的に保険料等の推計を見通しで頂戴するわけでございまして、その結果、残りました繰越金については、毎年度基金積み立てという形で次の3年間の運営費に充当させていただくという考え方でございまして、基本的に基金のあるべき金額というような考え方は持ち合わせておりません。以上でございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決いたします。各会計補正予算2件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第43号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第43号「平成27年度三川町一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、議第44号「平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第44号「平成27年度三川町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 次に、日程第6、請願第4号「所得税法第56条の廃止のための意見書提出を求める請願書」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ただいま上程されております請願第4号「所得税法第56条の廃止のための意見書提出を求める請願書」について趣旨説明をいたします。

中小の事業所や商店では、人を雇う余裕などなく、事業主の妻や子どもの働きによって苦境を乗り切ろうと必死に努力しています。特に業者婦人は、営業と暮らしを守り、家事、子育て、介護と休む間もなく働いています。しかし、中小業者を支えている家族従業員の働き分、自家労賃は、税法上、所得税法第56条では、「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払は必要経費に算入しない」となっており、事業所得上、経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、その他の家族の場合は

50万円というわずかな額で、社会的にも経済的にもまったく自立できない状況になっています。

請願者は、三つの点から56条の廃止を求めています。

まず第1点目は、人権問題の観点です。

人間が働いたら、その労働にふさわしい働き分を受けとるのが当然のことです。外に働きに出ればそれ相当の給料を得られる労働をしているのに、家族従業者というだけで、実際に働いたという事実もその働き分も認めない。これは、家族従業者の人格を税法上否定していることとなります。同時に、個人の尊重（憲法13条）、法の下での平等（憲法14条）、両性の平等（憲法24条）、財産権（憲法29条）などにも違反する人権問題でもあります。

2点目は、白色・青色申告制度に関してです。

この56条問題で必ずといって出てくるのが、青色申告にすれば家族従業者の働き分を経費に認められるではないかということです。確かに、税法上、青色申告にすれば給料を経費にすることはできます。青色申告は、税務署長が条件付きで一部を認めるというもので、記帳、帳簿の保存など、多くの義務が課せられています。また、税務署長の一方的な判断でいつでも取り消すことができる、いわば特典です。本当の意味で働き分を認めているとはいえません。同じ労働に対し、白色、青色で差をつけること自体も矛盾しています。

また、青色申告は記帳義務があるから各種の優遇措置の適用を認めると言っていますが、実は1984年、昭和59年から白色申告にも記帳義務や記録の保存義務が課せられています。2014年1月からは、すべての中小業者が記帳義務化されています。だから、今は、白色申告も青色申告も記帳義務とか保存するとかいうことでは一緒ですので、変わりがないということです。諸外国でも青色申告にあたる制度はほとんど見当たりません。

3点目は、女性差別の問題です。

内閣府の男女共同参画プランでは、「働く場での男女平等の推進」の中で、「農業・自営業・中小零細企業に従事する女性は、生産や経済の担い手として重要な役割を果たしているにもかかわらず、その役割が家族間でも社会的にも十分評価されていないのが実情です。女性の担う役割が適正に評価され、働き分に応じて収益の配分などが行われるよう取り組む必要があります」と述べています。

また、国連の女性差別撤廃委員会からも、所得税法第56条は女性に不利益を与えるのではないかと異議が出されています。

家族の人権を認めない所得税法56条は廃止すべきと全国で約400自治体で採決され、国の方へ上げられています。

議員諸兄のご理解ある審査とご賛同を申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第4号について、会議規則第91条第1項の規定により、総務文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限をつけることに決定したいと思っております。これにご異議ありま

せんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は、明日中に審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

○議長(成田光雄議員) 本日の会議時間は、夜間議会により、会議規則第8条第2項の規定によって、本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長いたしますので、ご了承願います。

○議長(成田光雄議員) 暫時休憩します。(午前11時17分)

○議長(成田光雄議員) 再開します。(午後6時00分)

○議長(成田光雄議員) 日程第7、「一般質問」を行います。

一般質問は5名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。

なお、一般質問は、申し合わせのとおり、答弁時間も含めて質問者1人につき30分以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に、おのおのその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、3番 佐藤正治議員、登壇願います。3番 佐藤正治議員。

○3番(佐藤正治議員)

1. 教育行政について

1. 土曜授業について

国での土曜授業が取り沙汰されてから数年が経過しておりますが、本町の教育概要にも動きが見られませんが、今後どの様に考えているか、当局の見解を伺う。

2. 全国学力調査について

8月25日公表された全国学力調査で、都道府県別の平均正答率が表示されています。最上位と最下位の差が縮まり、全体の格差の解消が進んでいるとあります。しかし、学校別の正答率は「過度な競争をあおる面もある」などとして、公表する市町村教育委員会はないとあります。本町の教育委員会・学校ではどの様に考えているか、見解を伺う。

2. 交通安全対策について

1. 県道余目加茂線の狭あい地帯の拡張と、防雪柵改善を早急に望みます。また、近年いろいろと防雪柵を試作されていましたが、その成果と今後の予定について詳しく伺います。

第5回定例議会において、通告に従い質問します。

1、教育行政について。

1、土曜授業について。

国での土曜授業が取り沙汰されてから数年が経過しておりますが、本町の教育概要にも動きが見られませんが、今後どのように考えているのか、当局の所見をお伺いします。

2、全国学力調査について。

8月25日公表された全国学力調査で、都道府県別平均正答率が表示されています。最上位と最下位の差が縮まり、全国の格差の解消が進んでいるとあります。しかし、学校別の正答率は「過度な競争をあおる面もある」などとのことで、公表する市町村教育委員会がないとあります。本町の教育委員会・学校ではどのように考えているか、見解をお伺いします。

次に、交通安全対策について。

県道余目加茂線の狭あいな地帯の拡大と防雪柵改善を早急に望みます。また、近年いろいろと防雪柵を試作されていましたが、その結果と今後の予定について詳しく伺います。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。

なお、1点目の教育行政については、教育委員会よりご答弁申し上げます。

交通安全対策について、県道余目加茂線の道路整備に関するご質問であります。まず、両田川橋は、高速道路や庄内空港等へのアクセス機能など重要な道路ネットワークを形成してきたところでありますが、当該橋梁は、昭和37年の竣工ですでに50年以上経過し、その主要部の一部には劣化も見受けられる状態にあります。

また、ご質問のように、坂道である道路部と橋梁区間は狭隘な道路幅員となっており、歩行者や自転車等の安全な通行が十分確保されているとはいえない道路環境にあることから、架橋が実現するまでの安全確保対策として、本町と県公安委員会との協議により、大型貨物車等の通行規制が平成22年10月から実施されたところであります。

このようなことから、両田川橋の架け替えについては、「庄内地方重要事業要望」、「山形県重要事業要望」などの要望機会を捉えながら、県当局に強く要望してきたところであります。

また、今年6月29日には、主要地方道庄内空港立川線整備促進期成同盟会を設立し、隣接市町、さらには道路管理者である山形県と十分な連携を図りながら、両田川橋架け替えについて、早期実現に向けた運動を展開していくこととしたところであり、引き続き県に強く要望してまいります。

次に、猪子天神堂間の防雪柵の改善等についてであります。豪雪時には猛烈な地吹雪による吹きだまりが発生しやすく、西側に水田等の平坦地が広がり、季節風を遮断する建物等が何もないことから、通行どめなどの交通障害がたびたび発生しているものであります。

このような状況を踏まえ、県では、吹きだまりによる通行どめ等、交通障害の発生頻度が高い路線を中心とした調査を進めながら、除雪体制の見直しなどを進めており、本町といたしましては、当該路線における防雪柵の更新等について、引き続き県に対し要望してまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 青木教育委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。

なお、1点目の土曜授業に関するご質問につきましては、教育現場である学校にかかわるご質問でありますので、鈴木教育長よりご答弁いたします。

全国学力調査の学校別の正答率の公表に関するご質問ですが、調査の結果につきましては、国の実施要領に基づき、教育委員会の判断で公表できる仕組みとなっております。

しかしながら、調査結果の公表がそのまま授業改善に繋がるものでもなく、大規模校や小規模校の違いなどがある中で、平均点を単純に比較することは、調査本来の目的から乖離することになるおそれもあるため、本町における学校別の正答率の公表は考えていないところであります。

なお、県知事が8月31日の記者会見において、山形県の成績が全般的に低下傾向にあることを受け、「ある程度の制限をして成績上位を公表し、課題を克服していくべきではないか」という趣旨の発言をされておりますが、県教育委員会では「結果の公表によって良い取り組みを普及させるという知事の思いにどう応えていくのかは、検討中ではっきりとは言えない」としております。

この問題につきましては、いまだ県教育委員会からも詳細な連絡はございませんが、公表するためには各市町村教育委員会の同意が必要とされておりますので、今後の推移を注視し、必要に応じ、本町としての対応を検討してまいりたいと考えております。

ただし、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、一人ひとりの児童生徒に自分の結果を知らせるとともに、良い点は一層伸ばし、課題となる要因については改善する取り組みが重要と考えております。

いずれにしましても、今回の調査結果を踏まえ、本町の学校教育の充実と児童生徒の確かな学力の向上を目指し、教育委員会と学校が連携して指導にあたってまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 佐藤正治議員にご答弁申し上げます。

土曜授業につきましては、子どもたちに充実した学習機会を提供する方策の一つとして捉え、学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、土曜日に授業を実施することが可能であるとし、平成25年に学校教育法施行規則の一部が改正されたものであります。

しかしながら、この改正につきましては、「子どもたちを家庭・地域に帰して、そこで様々な活動や教育をしてもらう」という学校週5日制導入の基本理念を否定するものではないことから、本町では、代休日を設けない土曜授業の代わりに、社会教育事業である放課後子ども教室などの実施により、子どもたちに多様な体験の機会を設けているところであります。

全国的には、土曜授業に取り組む学校が出てはありますが、その成果が十分に検証されているとはいえ、実施にあたっての困難な課題も多いことから、本町においては、無理せずできるところから試行を重ね、その中で得た知見を集めて、今後の取り組みを考えてまいりたいと思います。以上、答弁とします。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 初めに、今教育長よりお答えがありました、様々な困難なものがあると今述べられましたが、その困難とはいかなるもののでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） この土曜授業につきましては、いろんな課題があります。

まず、土曜日を授業することによって、月曜日の代休がなくなります。ということで、児童生徒の疲れが残って集中力が低下する。それから、教職員が土曜日勤務することによって、長期休暇中に振り替えても、いろんな部活動あるいは研修等で振替がとられない。それからあとは、三川の子どもたちの土曜日の活動は、小学生は土曜日の午前中60%がスポ少、あとは習い事、それから、中学生におきましては、78%がクラブ活動あるいはいろんな習い事というふうな形で、土曜日を非常に有効に使っている。こういうことがすべて無になる可能性もあります。

ということで、いろいろまだまだ、すぐ土曜日の授業ということには踏み切れないという状況が今の三川の現状でございます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 昨年でありますが、議員の研修の中で、東京都の墨田区に研修に行っていました。そのときの資料でありますが、東京都の取り決めでは、44区・市・村・町とありますが、年間1回より5回開催している小学校が25、6回から10回が14、11回から15回が3、16回から22回が2。中学校の場合は、1回から5回が27、6回から10回が12、11回から15回が3、16回から22回が2と、かなりの数字で実施しております。

また、平成22年よりこの土曜授業が開始されていて、年間に40%以上が6回以上あるとか、1回から5回までが50%とか、そう無理にはしなくても、結果的にかなり効果があるということで普及しているものと思います。

それらに対して、これは私たちが視察に行った一部のモデルかもしれませんが、でき得る限りそういうもので、最初から無理にしないで、先生方が楽しく、何でもそうだと思います、無理にやらされているとなると非常に苦痛であります。これが、子どもたちと外で遊んだり、勉強も大事なところはやったり、自分の考えですが、無理に強制的にやられると誰だって嫌です。自分の就労もそうですが、農業、特にであります、自分の気の向いたときとか態勢がいいときというのは、非常に能率が上がります。その辺、教育長の力で先生方をよりやる気にならせるような工夫とか、そういうものは考えられませんか。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 土曜授業も、三川の場合もう全然やってないのではなくて、土曜日に例えば授業参観とか、それも土曜授業の一つです。

今、土曜授業というのはどういうふうに位置付けるか、活動の内容はと。いろんなパターンがあります。例えば、学校が実施する場合に、教育課程に位置付けた土曜授業、それから、教育課程以外の土曜日の課外授業、これは希望者対象になります。それから、あとは地域N

PO等が実施する地域ボランティアによる活動、あるいはNPO等による民間活動とか、いろんな種類があります。

三川の場合には、ご存知のとおり、非常に子どもの数もそんなに多いわけではないです。いろんな活動、しかも少ない中でも引き出しをたくさん用意している。人数が少ないからこれとこれに集中させるではなくて、いろんな引き出しを用意しているわけですね。ですから、土曜日ではなくて、普段の例えば日曜日とか、いろんな形でも子どもたちが参加できるような、すべて土曜日にやるのがすべて意義あることではなくて、放課後の土日のいろんな子どもたちの活動、あるいは夜の学習会もそうです。要は、三川の子どもたちに沿った形の学習を提供する、それが一番ではないかと。

ですから、課題の最初にありましたけれども、土曜日をやればいいのかではなくて、どのような結果が得られるか、望ましい結果は何かと。それはまだまだ疑問な点もあるということが現状です。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 次に、全国学力調査について少しお伺いします。

これも、私たちは去年、秋田県の東成瀬村に視察に参りました。そのとき、その村の教育長という方がすごい迫力があり、自分の地域に赴任した先生は徹底的に自分の考えを植えて、のみ込んで、実施してもらうまですごい教育をしているようでした。この学校は小規模ではありますが、全国のトップクラスの成績を上げている学校でありました。

そのような観点から、少しでも学力向上、また、様々な面で、知事も訴えていましたが、この調査を明らかにするという事は、子どもたちだけでなく、父兄また先生たちの過度な競争とかになっていますが、その辺は一番はどこが過度な競争になるのでしょうか。教育長に、委員長にお伺いします。

○議長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 先程委員長からの答弁の中にもありましたけれども、結果はすべて、いわゆる正答率、あなたの正答率はここで、そして全国レベルの中ではこのところに位置していますよ、それから、どこがとれてどこがとれなかったか、そういう詳細なデータはすべて個人表として返されています。ですから、それをもとにして、親子でも話すことも大事でしょう。やはり自分の位置付け、何が弱いのか、そういうことを反省しながら次への改善に繋げていく。

それから、あと学校は、通っている子ども、預かっている子どものいろんなデータを総合的に判断して、うちの学校ではこういうふうな結果が出ています。例えば、学力だけじゃなくて、生活実態調査もあります。読書とか、それから早寝・早起きとか。そういうことも併せて、そして改善すべき問題点、それから、いい点、そういうようなことも詳細に配っています。

これは今マスコミが、どこどこが何点、何点と言われるものですから、全員がだめと思うわけです。三川の場合も結構頑張っている学校、秋田に研修に行かれたと言われましたけれども、秋田以上に頑張っている小学校もあるんですよ。というようなことで、一概に全体的

にいい、悪いではなくて、要は何かというと、個々にどういうところが問題であるか、どうしなければいけないか、そういう課題を見つけさせて、そして今後の対応、それから克服、それに結びつけることが一番でありますでしょうし、この全国学力テストの一番の目的となっているところというふうに私は考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 勉強だけでなく、私生活と道德、様々これから頑張ってもらいたいものだと思います。

次に、交通安全対策について伺います。

ここに、先程も述べましたが、防雪柵に試験的に網等の設置がございました。それらの、試験的にどういうものかやっておったのを自分も見ましたが、それはどのような結果で、これから具体的にまず、これは自分は何回も質問しまして、これからも実現するまで頑張って質問していきたいと思っていますので、それらの結果をできるだけ分かりやすくお知らせください。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） ご質問では、防雪柵の試作というようなことで、試みの行いをしたというご質問でございますけれども、内容を確認しますと、一番は東郷小学校の方から、冬期間、あそこはかなり地吹雪が発生する道路だということで、防雪柵があってもなかなか大変な場所であると。そのようなことで、何とかしてくれないかという要望が出されて、県の方で、全区間ではございませんけれども、猪子から東郷小学校まで大体800mぐらいの防雪柵になっておりますけれども、その区間に3カ所、農道に繋がる部分がございます。私は実際歩いてみましたけれども、それで、そこに防雪柵を農道をふさぐ形でさらに冬期間はつけるわけですけれども、その下の方に防風ネットをしまして、それで、学校の方からも聞きましたが、吹きさらしから児童の身を守るという効果はあったと。さらに児童の一時的な退避場所というようなことで、そういう効果があるということで話を伺ったところで

ただ、吹払柵につきましては、下から、または雪を風で抜いて飛ばすというタイプですので、あまり長い延長について防風ネット等でふさぐということは適切ではないだろう、そういうふうに思っております。

○議長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3番（佐藤正治議員） 防雪柵、かなりあれも設置されてから二十数年、30年近く経ってきております。更新というものはまだまだいつ頃になるか、見通しは分かりませんか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐建設環境課長。

○説明員（五十嵐 泉建設環境課長） 私も先程申し上げましたとおり、その現場を歩いてみましたけれども、ご質問にありますとおり、かなりさびてきているようでございます。塩害もあるのかなというふうな思いもありますし、かなり前に設置したということで、部材も少し薄いのかなという思いもしたところでございます。

県の方では、平成18年でございますけれども、県の防雪柵整備方針を策定したところで

ございます。それで、県内の108カ所中、緊急的に対応が必要な35カ所を選定して、さらに、その優先的に設置を進め、25年度末では29カ所が整備が完了しているというようなことでございます。

やはり今ご質問がありましたとおり、近年におきましては、防雪柵の形としては、全体で四つほど防雪柵の種類があるわけでございますけれども、これまでどちらかといいますと吹払柵という形式でございました。本町におきましても、町道横川横山線にも今防雪柵の設置を進めておりますけれども、そちらの方につきましては吹き止め柵という形で、柵の段階で風上方で雪をとめてしまう、そういう形になっております。吹払柵については、今申し上げましたとおり、柵から風が通り抜けて、反対側に雪を払っていく、そういう形でございます。

ですから、猪子から天神堂まで至る県道につきまして、道路の反対、防雪柵の反対側より東側の方に除雪の雪が多くたまってしまうと、雪が渦巻いてなかなか抜けない。これはこれまでであったようでございます。

ただ、そういったことも要望として話をしまして、特に昨年の冬におきましては降雪量が少なかったということもございますけれども、しっかり時間を見ていただいて、反対側の雪だまりをとっていただいて吹き払いの効果を上げてくれと、そういうふうなことで申し上げましたところ、そのようにしていただいているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 3番 佐藤正治議員。

○3 番（佐藤正治議員） せっかくこういう話が出たので、この話の中には、左側に歩道を設置の方がいいのではないかという話も出ておると自分は聞いています。ところが、片方の県の議会の方から聞くと、いや、そういう話は聞いていないとか、なかなかその辺が統一していなくて、今の場所ですと、防雪柵と歩道の幅といえればいいか、子どもたちが歩く幅が極めて狭いんです。それを道路の拡張を兼ねて、どうせやるときは拡張を兼ねて、同じ今の場所でもいいとは思いますが、今の幅よりもう1mぐらい広く設置、もしやるときはお願いしたいものだと思います。以上で質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、3番 佐藤正治議員の質問を終わります。

次に、6番 町野昌弘議員、登壇願います。6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員）

1. 子ども・子育て支援について

1. 子どもは将来に可能性と夢をもつ本町の宝です。町では子ども達の教育環境の充実に取り組んでいますが、特別な支援を必要とする児童に対する教育支援と環境については十分な対応が行われているか伺います。

2. 観光対策について

1. 春は「菜の花まつり」秋は文化祭、冬に「あったか冬まつり」と本町への流入人口の増加と町民の楽しみ場として開催されています。また、夏の納涼祭は各町内会で個々に行ったり、町全体としては有志が寄付を募って行っていますが、町として支援する考えはないか伺います。

平成27年第5回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、子ども・子育て支援について伺います。

子どもは将来に可能性と夢を持つ本町の宝です。町では、子どもたちの教育環境の充実に取り組んでいますが、特別な支援を必要とする児童に対する教育支援と環境については十分な対応が行われているか伺います。

次に、観光対策について伺います。

春は「菜の花まつり」、秋は文化祭、冬に「あったか冬まつり」と、本町への流入人口の増加と町民の楽しみ場として開催されています。また、夏の納涼祭は、各町内会で個々に行われたり、町全体としては有志が寄付を募って行っていますが、町として支援する考えはないか伺います。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

なお、1点目の子ども・子育て支援については、教育委員会より答弁いたします。

私からは、町の観光対策についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたように、本町では、春には「菜の花まつり」、秋には「秋まつり」、冬には「あったか冬まつり」をそれぞれ実行委員会の会の主体により開催をされてまいりました。毎年、町内外の多くの皆さまから来場していただけておりまして、特に今年の夏は、「三川町納涼祭」が三川誕生60周年を記念したイベントとして開催され、小さなお子さんや若者たちの浴衣姿も多く見受けられるなど、活気と熱気にあふれるイベントになったところであり、納涼祭の開催に尽力していただいた実行委員会の皆さまに心より感謝を申し上げる次第であります。

町といたしましては、いろり火の里を初め、町の各施設を利用したイベントを開催することで、多くの町民の皆さんに楽しい時間を過ごしてもらおうとともに、町外からもたくさんの人に立ち寄っていただくことで、さらなる交流人口の増加に繋がりたいと考えているところであります。

今後も、町民全体を対象にしたイベントの開催については、主催者の意向を尊重しながら、引き続き支援してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議 長（成田光雄議員） 青木教育委員長。

○説明員（青木 桂教育委員会委員長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

特別な支援を必要とする児童に対する教育支援と環境に関するご質問ですが、本町においては、三川町適正就学支援委員会というものを設置し、医師や福祉関係者の参画も得

ながら、障害を抱える子どもの教育のあり方について相談し、その子どもに適した就学について、必要な支援をしていくこととしております。

具体的に申し上げますと、発達の様子に遅れや偏り、あるいは心身に障害のある子どもの就学先については、現在の状態だけではなく、将来の姿も見据えながら、子ども一人ひとりが一番成長することのできる学校や学級を考え、さらに保護者とも相談しながら、慎重に決定しております。

現在の学校教育の中では、県立鶴岡養護学校のような特別支援学校や町立学校内に設置する特別支援学級、通級指導教室、あるいは通常の学級に在籍しながらの個別指導など様々な選択肢があることから、今後とも、その子どもに適した就学について支援してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） それでは、まず初めに、子ども・子育て支援の方から再質問させていただきます。

ただいまの答弁で、本町では、適正就学支援委員会というので、そういう特別な支援が必要な人に対応しているということですが、今現在、小学校には2学級、中学校3学級だと思いますけれども、特別支援学級がありますが、その他に支援が求められているだけでも応えていないんだというふうな今の現状はどうなっているのか教えてください。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 特別支援教育の就学支援につきましては、ただいま質問がありましたとおり、支援委員会において年2回その判定を、先程委員長が申し上げたとおり、医師あるいは福祉関係者の参画を得ながら行っているところでございます。

年2回というタイムラグがございますので、その中で当然のように、課題を抱える、発達障害を抱えるお子さまの事例が出てまいることがございます。現在もそういった児童もおりますので、医師あるいは保護者との相談の中で、より良い方向を見つけるために指導している例はある現状にあります。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 今現在、そういう支援を必要としているという方が本町にいるというふうなことでありますけれども、具体的にどのような方がどんな症状なのか、差し支えない範囲でお答え願います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 差し支えない範囲ということでございましたので、申し上げますけれども、基本的には個別の状態がそれぞれ違いますので、今ここでお話することがその児童生徒に直接特定に繋がるおそれがございますので、基本的には、この場では回答を差し控えさせていただきたいと思っております。

ただ、ありますのは、やはり授業を進めていく中で、その教室の中で入れなくなってしまうと。それがいろんな要素があるわけでございます。それは、不登校に繋がるものもあれば、あるいは医療機関の受診をすることで改善に向かうものもございます。今ある事例の中では、

その医師ともかかわりながら、どのような形でその子を支援するのかという部分では、大きいのは、年度ごとに特別支援学級、先程申し上げた町立学校の中に設置した場合については、教員の配置が必要となってまいります。そうしたときには、やはり年度途中での配置というのは現実的に難しい状況にありますので、そういった事例がある場合については、現時点では、平成28年度からの対応に向けて、その学級の設立等を考えていく必要があるかと思えます。

ただし、それまでの間、何もしないわけではございませんので、学校ごとに教員がそれぞれチームを組みまして対応するような対応をしている現状であります。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 年2回の委員会ということですので、その間、途中そういう人が出てきてもすぐには対応できないということでありました。

私もそれはそういうふうに思いますけれども、私のところに相談に来られた方がおまして、その方は、去年辺りというか、小さい頃から、幼稚園の頃からいろいろそういう症状があって、相談したのが今なのかもしれないけれども、かなり前からそういうことで悩んでいたというふうに私は聞いています。

そこで、お聞きしたいんですけれども、そのとき言われた症状というのが場面緘黙というふうな症状でした。私自身、初めてその場面緘黙というのは相談されるまで全然知りませんでしたけれども、相談されてからいろいろ調べてきました。

学校教育者であれば、ほとんどの方、ご存知かと思えますけれども、町長に聞きます。町長はこの場面緘黙症というのはご存知でしょうか。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） ご質問にありました場面緘黙でございますけれども、これにつきましては、先日も庄内を対象としたそういった場面緘黙児の症状をどうケアしていくかという研修会もございました。

議員がおっしゃられるとおり、場面緘黙症につきましては、やはり私もなかなかなじみのない言葉でございました。なかなか対人的に話すことができない、問いかけられても答えることができないというような症状だというふうに伺っております。

それについてはいろんな原因がございますし、知的な障害もありますし、情緒的な障害もございます。議員がおっしゃる児がどのような形かはこの場では答弁できませんが、基本的には先程申し上げたとおり、発達障害については、医師との相談もしながら、あるいは私どもの学校支援員ということで、元教員で学校の校長先生をされた宮川先生を中心に指導していただいておりますので、現場ではその児、生徒に対して十分な対応をしているというふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 学校関係者はほとんど知っているんですけれども、私が町長に知っているかというふうに聞いたのは、学校関係者は一生懸命やっていますし、中身もほとんど知っているんですけれども、なかなか一般の人がこの症状を知っていないということで、町

の子どもたちの教育全般を預かる町長がそのことを知っているかということで一応聞いたつもりでありました。

少し時間をいただいて、この場面緘黙というのは、話をしたくても話せないということで、なかなか社会の人からは誤解されがちなんです。というのは、やはり家ではちゃんと話をするし、学校とかに行くと話ができない。そうすると、みんな本当は話ができるんじゃないのとか、頑固者じゃないかなというふうな形で放っておかれるというふうになっています。

また、小学校の低学年に多く発生するというので、小学校であれば、ちょっと人とかばんの色が違っただけでも、ああだこうだということで周りからいろいろ言われます。そんな中で、やはりそういうことが続けば学校にもだんだん行きたくなくなるというふうな格好で、いじめまではいきませんが、その子はだんだん話ができなくなるというふうな格好になっていくのではないかと思います。

私も学校にも直接行っているいろいろな話をしましたけれども、学校は、教員の数もありますし、いろいろ制約も教室の数もあるということで大変だということで、一生懸命やってくれているというふうに私は思っています。

そこで、町として、これは教育委員会の方から県に申し込んで、そういう特別支援員を派遣してもらおうというのは、年度初めになってしまうんですけども、町としてこの生き生きとした子ども、子育てを充実している町長の考えでもありますので、町として、そこに何か支援できるようなことはないかというふうに思いますけれども、町長、どうでしょうか。町独自の支援というのは考えられないのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 今の、個人的な名前までいくとなかなかプライバシーまでかかわりますけれども、今、議員が言われたことに関しては、さっき課長も申しましたけれども、お医者さんも加わりながら、非常に慎重に、前向きに、いろんな形で検討している最中でございます。

ということで、より保護者の方とも、学校、それから教育委員会とも接しながら取り組んでいる次第なので、いま一度、少しいろんな状況下を判断しながらご回答できるというふうに思っています。以上です。

○議 長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員） 個人的なこともありますし、今、進んでいる最中ということで検討されているということでありますので、この推移、町の方からの対応を見守りたいというふうに思います。

続きまして、納涼祭の方へ移ります。

今年は60周年ということで、還暦納涼祭ということで大変盛り上がりましてし、人もだいぶ集まった、場所も移して大変良かったなということであります。

町として、ただいま支援はしていくということでありましたが、この納涼祭、町では主催していないというふうなことでありますが、町としてはこの納涼祭をどのように位置付けしているのか、捉えているのか、お伺いします。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 議員のご質問にもありましたが、町民全体を対象にした納涼祭のような夏のイベントもあれば、また、多くの町内会で夏の地域行事として開催されると承知しています。

ご質問の部分については、納涼祭のことについてですが、町としては、町民を前提にしながら、なお、対外的にオープンな形のイベントにつきましても、現在も、観光協会なり、また商工観光係等と協力しながら、できる範囲の中で支援しながら、一緒にそのイベントを作り上げているというふうな認識をしております。

交流人口の拡大等、いろんな形の中で夏のイベントが盛り上がったということは本当に喜ばしいことであり、町としても、今後もそのような状況になりますよう、引き続き応援したいというふうに考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 町としても応援していきたいということの答弁でありましたけれども、こちらの方には協働事業ということで予算の方をつけているということで、三川町誕生60周年まちづくり還暦納涼大会ということで予算をつけているようでありましたけれども、これは予算的には協働事業ということで、みんなが協働で何か町を盛り上げていこうというふうな事業でありますけれども、観光として人口流入ということで考えはなかったのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 交流人口の拡大という部分について、町の観光の捉え方をしております。その上で、ご質問にもありましたが、春の「菜の花まつり」ですとか、それから冬には「あったか冬まつり」、こういったことで、特に交流拠点となっていますいろり火の里を会場に、意識をして開催してまいりました。

このたびの納涼祭につきましても、これまで三川町公民館の敷地を利用して開催されていらっしゃいましたが、いわゆる町誕生60周年という記念も含めて、会場をこのたびはいろり火の里の方に移されて開催させていただいたところがございます。例年よりも多くの方がいらっしゃいまして、聞くところによれば800名ほどということでございました。

交流人口の拡大という部分を捉えるならば、納涼祭も大きな位置付けになってございますので、そういった意味ではこれからも継続して、これは主催者の決定事項でございますけれども、町としてはいろり火の里等も考慮に入れていただいて開催いただければと考えております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 三川町協働事業ということで、地域の課題、事業内容、期待される効果、いろいろ計画書を書いて予算確保をしているということのようであります。

主催者の方は、当初は地元の企業やそういうところからの寄附で何とかやっというふうで始めたんですけれども、やはりあっちこっちのお祭りがいろいろあって、企業からの寄附がなかなか大変だということで、去年からこういう事業に乗り出して、町から何とか

応援できないかというふうなことで問いかけしたら、この事業がいいのではないかということとでこういうことになったみたいです。

それで、これと似ているようなので、赤川花火負担金ということで、例年30万、今年は40万という予算を見えていますけれども、この三川の納涼祭も、観光ということで、もっと大きな予算、予算審査特別委員会ではありませんのであれですけれども、なぜこれが観光として捉えられなかったのか、教えてください。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 観光として捉えておりますが、予算的なものが少ないというような、多分そういった面でのご質問かと思えます。

ただ、町民全体、対外的にオープンなイベントについては応援していますというふうなお答えをいたしました。例えば各町内会でも、夏に夏祭りという形の中で地域行事として開催しております。

例えば、こういった祭りにつきましては、地元の人たちが自分たちの意思で、自分たちのできる範囲の中で開催されることで盛り上がりを見せていますし、また、継続しているんだと思います。

大きなイベントでありましても、やはり最初に来るのは、よし盛り上げようというような気持ちの主体的なものですとか、自主性をまずは大事にしたいと。その上で支援が、要請があれば、その内容について前向きに検討していきながら対応していくというような考えの方がよろしいかと考えております。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 赤川花火に40万円出すんだから、町全体がやっているのにもう少し欲しかったなというふうに思います。

それでもう一つ、今年辺りから、各町内会で夏祭り、納涼祭、各地域で町内会ごとにだんだん盛んになってきているようであります。これに対して、町としては今のところ静観して、いいねということで見ているんですけれども、その辺の対応というのは何か考えているんでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 各町内会でのいわゆる地域行事としての夏祭り、手元の資料の中では9町内会が開催されているようでございます。

地元の押切の例をとれば、私のところですが、農民祭りというような形での開催ですし、また、夏祭りに限らず、そういった地域でのイベントとしては、10月に芋煮会ですとか秋祭り、これも3町内会ほど催されているという状況でございます。

先程も申し上げましたが、基本的には各町内会の主体性と自主性、それを尊重したいと思えますが、場合によっては、協働の観点から、伝統行事の継承に対して支援してきた事例もございます。ですので、場合によっては、要請があれば、その内容を見ながら支援については判断をしてまいりたいと考えます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6 番（町野昌弘議員） 要請があれば応えていきたいということでもあります。

やはりこの夏祭り、各町内会のビアガーデンなり芋煮会というのは、単なるおもしろいおかしいというだけの話ではなく、これは広く解釈すれば、町にいざ災害があったときの町内会の輪、きずなというふうなことに繋がると思います。

私の成田新田でも今年、十何年ぶりにやりましたけれども、今まで見たことない人と再会して、会いましたし、普段町で見ない人も、「元気だね」ということで出会う機会が多くありました。

今後とも、こういうものには、おもしろおかしいという楽しいだけでなく、町内の輪、きずなというものも関係してくるかというふうには私は思いますので、その辺、町の支援を見守りながら、私の質問を終わりたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、6番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議 長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午後 6時57分)

○議 長（成田光雄議員） 再開します。 (午後 7時15分)

○議 長（成田光雄議員） 次に、5番 田中 晃議員、登壇願います。5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員）

1. 政治姿勢について	1. 非核平和都市宣言を決議した自治体の首長として安全保障法案をどのように考えるか見解を伺います。
2. 福祉行政について	1. 福祉灯油を制度化すべきと思いますが、見解を伺います。

私は、平成27年第5回定例会、2015年9月議会にあたりまして、通告に従い一般質問いたします。

第1は、安全保障法案についてです。

昨年7月1日、安倍内閣は集団的自衛権行使容認を閣議決定しました。そして、今国会で安全保障関連法案が審議されています。衆議院での与党強行採決を経て、参議院での審議が続いています。

9月半ばにも、60日ルール、60日間採決されなければ否決されたものとみなして衆議院の2/3で採決しようとしています。この法案は、国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能とする新たな法律、国際平和支援法と、自衛隊法など10の法律を一括して改正する平和安全法制整備法の2本であります。

新法になる国際平和支援法では、いつでもどこでも、米軍主導のあらゆる戦争に自衛隊を海外派兵させる恒久法であります。

平和安全法制整備法案は、自衛隊法や有事法制など10本の法律をすべて海外派兵用に作り変えるものであります。

さらに、日本がどこからも攻撃されていなくても、他国への武力攻撃を存立危機事態として自衛隊が武力行使する集団的自衛権の行使を明記しています。

歴代の自民党政権でさえ憲法上できないとしてきたことを踏み越え、国民や国会に諮る前に、米国政府と夏までに成立させると約束してきたものです。民主主義、立憲主義を否定し、国民主権をないがしろにする異常さと言わざるを得ません。

6月4日の衆議院の憲法審査会では、3人の憲法学者全員が、集団的自衛権行使を可能にするこれらの法案は憲法違反だと証言しました。

新聞の世論調査では、80%以上が「政府の説明が不十分である」と答え、65%以上は「今国会での成立に反対」と答えています。

1万人以上を超える学者が、学問と良識の名において、断固として反対と唱えています。また、「安全保障関連法に反対する学者の会」のアピールには、1万3,500人を超す学者が賛同署名を行っています。

さらに、政権内での憲法の番人と称される多くの元内閣法制局長官も、政府の憲法解釈変更は憲法違反だと痛烈に批判しています。

先日、8月30日には、国会周辺に12万もの人が集まり、全国1,000ヵ所以上で一斉に反対行動が行われ、数十万人が抗議行動をしたと報じられました。

今や学生や若者たちまで、憲法は俺たち一人ひとりの権利、それを無視するのは国民を無視することと立ち上がっています。世代を超えて反対のうねりが大きくなっています。

2007年に「みかわ九条の会」が憲法守れの署名を取り組み、有権者の半数を超える署名を集めた経験があります。この法案は、未来ある若者の命を奪うことに繋がる危険性が大にあります。

今回も、各団体、個人で多くの町民の署名が集まっています。日本を戦争する国に作り変えてしまう安保法案を通すことはできません。首長としてどのように考えているのか、見解をお伺いします。

第2点目は、福祉灯油についてであります。

昨年度実施され、購入助成金が支給されました。この制度は、県内多くの自治体で実施されました。国会でも、日本共産党の田村貴昭議員が、今年の1月30日、衆議院総務委員会の質問で、地方自治体が独自の努力で行っている灯油購入助成金への恒常的な支援配置を求めました。答弁では、高市早苗総務大臣が、物価の変動を踏まえて対応するとして、これまでどおり特別交付税で自治体を支援していくと表明しました。

山形県のような雪国では、半年近く厳しい寒さの中で暮らすことを余儀なくされ、灯油は暮らしになくてはならない必需品であります。年金は、年々減額し、生活品の相次ぐ値上げの中で、高齢者世帯やひとり親世帯など低所得者の方々は、日常の暮らしでさえぎりぎりですりくりしているのが現実であります。

こうした中で、福祉灯油の実施がどれほど助かるか、容易に想像ができます。これが恒常的に実施できる制度になれば、当初予算に盛り込み、担当課の心の準備もでき、町民の安心感に繋がり、町の暖かさも伝わってきます。

福祉灯油は、雪国に住んでいる方々の命綱ともいえるのではないのでしょうか。福祉灯油の制度化の見解を伺い、第1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中 晃議員にご答弁申し上げます。

初めに、安全保障法案についての見解に関するご質問ですが、平和安全法制関連法案については、5月に閣議決定され、7月に衆議院を通過し、現在、参議院で審議されているところであります。

この法案は、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される、明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動、さらに、国際連携平和安全活動のために我が国が実施する措置等について定めることを目的に提出されているものであります。特に、集団的自衛権の行使、自衛隊の活動範囲の拡大等については、大きな議論を呼んでいるものと承知しているところであります。

このことについては、日本が、国として国際社会の平和と安全の確保にどのように貢献していくかという大きな課題であることから、より一層の慎重かつ十分な審議と、国民に対する丁寧な説明を望むところであります。

次に、福祉行政に関するご質問についてお答えいたします。

いわゆる「福祉灯油」についてのご質問ですが、本町においては、平成19年度、20年度及び26年度において、灯油価格の高騰等に配慮し、国・県の補助事業を活用した「灯油購入費助成事業」を実施した経緯にあります。

また、三川町社会福祉協議会が「歳末助け合い運動」の一環として、低所得世帯や高齢者世帯等に対し、冬季の灯油代となる支援金の支給を毎年のように取り組んでいる活動は、制度化された支援策の一つであることから、今後、これらも含めて総合的に検討してまいりたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 再質問をさせていただきます。

今、町長から、安保健法の方では、これから丁寧な説明を求めていきたいということでした。そして、答弁の中では、今国の方で、まずは自民党側が説明されている内容が伝わってきたと。私は、今日、9月の半ばでもいわゆる安保健法が採決してしまうという状態になると思うんです。だから、その面では、本当に今求められているのは、そのことをもし通ってしまったら、やはりさっき私が登壇したときに述べたことになるのではないかという、その危惧がすごくあります。

それで、まず1点目に町長に聞きたいんですが、憲法99条は憲法尊重擁護の義務について規定しています。すなわち、政治に携わる者は、憲法を守り、さらに憲法違反行為を予防し、これに抵抗する義務を課しています。したがって、町長は憲法9条を守らなければならないということになります。

しかし、一番守らなければならないのは国の代表者である内閣総理大臣ではないでしょうか。このことをどう思われるか、伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の田中議員の質問については、政治姿勢、しかも現在、国会で

審議されている安全保障法案というものに対する考えというようなことで答弁をいたしておりますので、先程の答弁以上でもなく以下でもないというようなことでご理解をいただきたい、このように思うところであります。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 私はやはり地方自治体の首長としての、主語といいますか、どういうふうに思っているのかというところを、そここのところを聞きたいと思うんです。

それで、今、安倍政権が強硬に押し進めている安保法案は、憲法に違反する重大な内容であると思うんです。国会での議論から明らかになっていますが、例えば、後方支援とは、戦闘地域への弾薬の補給、武器の輸送など、兵たんと呼ばれ、殺し殺される戦争行為そのものであるということが明らかになっています。また、戦闘が続いている地域での治安維持活動は、容易に武力行使に転化するものであること。これがアメリカが行う無謀な戦争に参加する内容だということが明らかになっています。

ですから、集団的自衛権の行使は、歴代内閣が憲法に対して禁止してきたわけです。こんな恐ろしい法案の廃案を求める世論が今急速に広がっています。

日本弁護士連合会は、安保法案が憲法の恒久平和、立憲主義、国民主権に違反するという意見書を全会一致で決めているんです。

このように、安保法案に対して各方面から憲法違反との指導が広がっていることに対して、町長はどのように受けとめておられるか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の安全保障法案については、国民もいろいろな受けとめ方があるということではないかというふうに思います。

田中議員はそのような考えのもとに、国民からのアンケートの調査等においても、いろいろな世論がある中において、やはりそれぞれのイデオロギーというものは当然持っているということは理解しつつも、それについてどうこうということは、ある意味においては、議員として自らの発言が正しいというようなことを主張しているにしかすぎない、このように思うところであります。そういった部分については、この議会の場においても、議員としての立場から、大所高所から、その状況等を考えて発言をしていただきたい、このように思うところあります。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 今までの国会の推移の中で、先程も言いましたけれども、本当に国民の中で12万人の人たちが「おかしい」という声を上げている状態というのがあると思うんです。国民一人ひとり主権を持っている中で、それを無視した進め方になっているところなんです。

また質問したいんですが、1945年8月15日、終戦を迎えた先の戦争は、2,000万人といわれるアジアの人々の命を奪い、310万人の国民が尊い命を落としました。山形県では、兵士13万人を初めとして、県民全体が戦争に総動員され、3万8,000余名が戦死したと言われています。

三川町では、町遺族会が昭和62年（1987年）6月15日、約600ページにわたる三川町戦没者顕彰史を、3年余りの歳月をかけ、先輩諸兄の努力によって発行されました。三川町戦没者顕彰史に掲載された方々は297名おられます。そのうち戦死された方は276名、内訳は、支那事変で11名、大東亜戦争と呼ばれたアジア太平洋戦争の中、満州地区・朝鮮で28名、中国で25名、シベリアでは12名、アッツ島で3名、南洋諸島及びソロモン群島で35名、フィリピン、東南アジア、マレーシア、ビルマで100名、ニューギニアで25名、沖縄及び国内で37名が戦死しています。

三川町は、戦後70年、この間日本人は、1人の戦死者も1人の外国人もあやめることなく今日の平和外交を築いたことを改めて確認すべきものと思います。

三川町は、31年前の1984年（昭和59年）9月13日、9月議会において非核平和宣言に関する請願が採択されています。非核平和都市宣言を唱えている町で、安保法案はこの精神に反していると私は思います。三川町60周年の節目の年に住民の暮らしと命をあずかる首長として、ぜひこの安保法案に反対の声をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 5番議員に申し上げますが、政治姿勢と1番のこの安全保障法案そのものに対するの考え、見解ということの通告になっておりますので、その通告に対するの町長答弁がなされたわけでありまして、個別の問題とかそういう問題についてはなくて、この法案そのものについての質問をなさってください。

5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 私は、町長の考えというか、それをどう考えているのかというようなことを聞くのは、それは無謀なことなんでしょうかと、それをちょっと。

○議 長（成田光雄議員） 先程の答弁の内容だと言っていますが。

○5 番（田中 晃議員） では質問を変えます。それで、もう一つ関連で質問したいと思えます。

先程も言いました、三川町が非核平和都市宣言をした町として、それで今、平和首長会議というのがあります。その参加加盟についての質問をします。

この平和首長会議というのは、原爆による悲劇が二度と繰り返されてはならない、都市の連帯を通じて核兵器のない平和な世界を実現することを目的に、広島と長崎市が呼びかけ、昭和57年（1982年）に平和首長会議が設置されました。現在、世界161カ国、地域6,800以上の自治体が加盟しています。山形県は、35市町村中31自治体が加盟しています。三川町は、大変残念なことに、未加盟わずか4自治体の中の一つです。

私は、1984年（昭和59年）に非核平和都市宣言をした三川町が、核兵器のない平和な世界を実現することを目的としたこの会議に加盟していないことが不思議でなりません。

三川町60周年の今年は、遅ればせながら加盟するのに絶好の年ではないかと考えるものですが、町長のお考えを伺います。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 三川町が非核平和都市宣言を行ったというのは、議会の議決で宣言を行っているというようなことでもありますので、議員もご承知のことだと思いますが、それ

を受けて、やはり町としてもこの宣言をしているところであります。

こうした中において、被爆国である我が日本が、これからそのような核兵器を持たない、作らない、そういったようなことに対しては、いろいろな機会に情報は発信をしております。田中議員の言われるような、広島市と長崎市という市長が呼びかけた部分については今も検討をしているところでありますが、今までもこの非核平和都市というような部分については、本町が一番率先してその趣旨を理解をすることができるというようなことで意思表示をしておりますので、何ら広島・長崎のその運動の中に本町が名前が入っていないから、これはまだまだその理解が進んでいないのではないかなというようなことではないということをご理解いただきたいと思いますし、これは毎年、そのような活動の中においても要請を受けているところでありますので、これからの状況等においては十分対応が可能というふうに判断をいたしているところであります。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 今後の対応可能ということは、まず、具体的にいうと、四つの自治体が入っていないということで、三川町と遊佐町と朝日町と高島町、四つなんです。だから、対応可能ということは、これに加盟する意向であるということによろしいのでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） これは今までの経緯もあるというようなことで、対応は可能というようなことでありますので、だから、この場で結論を出すというような段階ではないということをご理解いただきたいと思います。

○議 長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） そういうことで受けとめますが、私は、戦後70年が戦前元年にならないように、二度と戦争を起こしてはならないと強く思います。そして、憲法違反である安保法制は、まさに戦争法案であると思います。この法案を許さず、力を尽くす決意を申し述べまして、福祉灯油の再質問に移ります。

それでは、福祉灯油の再質問に移ります。

2014年、県議会で12月定例会が開かれ、吉村美栄子知事が低所得者の灯油購入助成事業の実施を表明し、実施を決断しました。助成の上限額を、一律100万円だったのを、自治体の人口に合わせて1/2補助の実施を決断しました。1/2補助にし、住民税非課税世帯の高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯などを対象に灯油購入が助成されました。これは、日本共産党の渡辺ゆり子県会議員が、2014年6月定例会の一般質問で、福祉灯油実施を人口規模に応じた助成を求めたものです。

これを受け、知事は、灯油価格が高どまりして消費税の引き上げや年金支給額の引き下げと相まって、低所得者の暮らしを取り巻く環境は一層厳しさを増していると民生委員、児童委員両団体から灯油購入助成事業の要望をいただいているので、明るい気持ちで年末年始を迎えていただきたいと、12月の時期に決断されたものです。これを受け、本町でも2月18日から3月31日の期間で実施されました。

決算書では、高齢者世帯136名、重度障害者13名、ひとり親家庭9名、合計158名に灯

油購入助成として現金一律 5,000 円が支給されました。「本当に助けられた」と喜びの声が私にも届きました。この費用として、79 万円のうち、県から助成金が 1/2 の 39 万 5,000 円です。

一方、子育て支援事業での出産祝金制度は 93 名が対象で、事業費総額は 930 万円となっています。福祉灯油対象者の 158 名は、出産祝金対象者 93 名の 1.7 倍です。にもかかわらず、事業費では出産金のわずか 3.8%にすぎません。この割合をどう思われるか。福祉政策の一環として、福祉灯油を毎年行う制度として定着、拡充を求めます。いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 今ご質問いただきました灯油購入費助成事業の実施状況、また、併せてご質問の中にありました出産祝金の支給額につきましては、決算資料のそのものということをごさいます、私どもの立場といたしましては、先程質問の中でも説明がありましたのですが、灯油購入費の助成事業につきましては、経済情勢並びに物価の高騰、また原油価格の増嵩等を配慮しての対策ということであります。

一方、出産祝金につきましては、少子化対策ということでの子育て支援という形で支給させていただいている内容でございますので、同じ福祉部門ではございますが、その目的とする内容についてはいささか異なるということをご理解いただきたいと思います。

なお、いわゆる福祉灯油につきましては、先程町長の答弁にもありましたとおり、総合的に、いわゆる社会福祉協議会で実施しております歳末助け合い運動、これはもう恒常的に毎年のように低所得者、生活困窮者の方々に対して支援を行っているという、ある意味制度化された実態にもございますので、それらも含めた形で検討してまいりたいというふうにごさいます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 5 番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 総合的に進めていくということでしたが、現在、本町で生活保護を受けている方は福祉灯油の対象者になっているのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。

○説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 26 年度に実施いたしました灯油購入費助成事業の中には、県の補助事業の交付基準からは生活保護世帯は除くことという規定になっておりましたので、対象からは外れておるという状況でございます。

○議長（成田光雄議員） 5 番 田中 晃議員。

○5 番（田中 晃議員） 生活保護は、確かにお知らせ版を見ると対象外ということになっています。それで、先程も灯油の値上がりの動向を見てということでもあります。

それで、今実際に生活保護を受けている人たちは、冬期加算ということで 3,000 円が今受けられています。3,000 円というのは、本当にこれでは灯油缶 2 缶分にも満たないのが現状です。高齢者の多くは老朽化した家屋に住んでおり、寒さが一層深刻です。室内でもジャンパーを着るなど厚着している方もおります。

購入費助成が行われた 2007 年、2008 年と比べ、灯油価格は 1.5 倍になっています。憲法 25 条、最低限度の文化的な生活を保障する上でも、生活保護世帯へも福祉灯油は助成すべ

きと考えますが、いかがでしょうか。

- 議長（成田光雄議員） 遠藤健康福祉課長。
- 説明員（遠藤淳士健康福祉課長） 生活保護制度そのものが国の制度ということで、しかるべき基準に基づいての支給額ということで認識しておりますので、そちらの改善を求める立場ということでは、これまでと何ら変わらないところでございます。以上です。
- 議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。
- 5番（田中 晃議員） これで私の質問を終わります。
- 議長（成田光雄議員） 以上で、5番 田中 晃議員の質問を終わります。
次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。
- 2番（志田徳久議員）

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 地方創生（地方創生法）
について | 1. 地方創生政策と町の「第3次総合計画」とどう関わり、位置づけで進める考えか。 |
| | 2. 人口減少対策で出生率の向上が考えられます。3世帯同居率の高い地域では、子育てを祖父母にお願いし、安心して働いています。子どもを1人でも多く産み育てるためにも、祖父母へ支援が必要と思われるがその考えは。 |
| | 3. 政府は、重点施策に高齢者の地方移住を促進する方針ですが町の考えは。 |
| | 4. 雇用創出が地域の活性化に繋がるがその方策は。 |
| | 5. 地方への人の流れを進めるために、地方の魅力に接する機会を増やしたり、空き家バンクの活用・交流人口の増加が必要ですがその考えは。 |

平成27年第5回三川町議会において、通告に従い質問いたします。

地方創生法について、町の対応についてであります。

初めに、地方創生政策と町の第3次総合計画とどうかかわり、位置付け進める考えか伺います。

次に、人口減少対策で出生率の向上が考えられます。3世代同居率の高い地域では、子育てを祖父母にお願いし、安心して働いております。子どもを一人でも多く生み育てるためにも、祖父母への支援が必要と思われませんが、その考えを伺います。

続いて、政府は、重点政策に高齢者の地方移住を促進する方針ですが、町の考えを伺います。

次に、雇用創出が地域の活性化に繋がりますが、その方策を伺います。

最後に、地方への人の流れを進めるために、地方の魅力に接する機会を増やしたり、空き家バンクの活用・交流人口の増加が必要ですが、その考えを伺います。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

初めに、地方創生について、1点目の地方創生政策と第3次総合計画とのかかわり、位置付けに関するご質問であります。総合計画につきましては、ご承知のとおり、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、町の将来像やまちづくりの目標を明確にし、まちづくりの方向性を示す、行政運営の長期的かつ総合的な指針となる、最上位の行政計画であります。

一方、現在策定中であります本町の総合戦略につきましては、「まち・ひと・しごと創生法」の規定により、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を勘案しながら、人口減少と地域経済縮小の克服、さらには、地方創生と好循環の確立という社会重要課題に特化した計画を地方公共団体に求めているものであります。

このようなことから、本町におきましては、今年度、第3次三川町総合計画の中間年ともなることから、本町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口ビジョンを踏まえながら、将来にわたり活気ある地域を維持するため、若い世代を中心として、安心して子育てできる多様な雇用の場の創出等を盛り込んだ独自性のある総合戦略を策定し、今後の人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

第2点目の人口減少対策につきましては、第3次総合計画におきましても、現況の重要課題として捉えているところであり、総合的な施策展開が必要であるとの認識に立ち、課題解決のための行政が進めるべき分野について基本目標を定め、現在、各種の施策展開を図っているところであります。

ご提案の多世代同居につきましては、子育て世代の心理的・経済的な負担の軽減、祖父母による子どもの見守り、さらには、子育てや介護、除雪などの分担など、多くのメリットがあると認識いたしております。

また、祖父母等への支援策といたしましては、県の補助事業を活用した三世代同居リフォーム工事支援事業、さらには、公民館事業としての「乳幼児サロン事業」や「子育て支援センター開放事業」等を展開するなど、子どもと子育てを担う方々に交流の機会を提供し、子どもの健全育成と併せて養育者への情報提供とリフレッシュを図っているところであり、今後も各分野にわたる支援策を講じてまいりたいと考えております。

3点目の高齢者の地方移住につきましては、国の総合戦略において、地方移住の推進に関する先駆性のある取り組みとして国から提案されているものであります。この施策につきましては、都市部の元気な高齢者が地方に移住し、健康時から介護・医療が必要とされる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら、生涯学習や社会活動等に参加する共同体、いわゆる日本版CCRCと呼ばれる、元気なシニア世代の移住促進プログラムであります。

しかしながら、高齢者の地方移住につきましては、事業の実施主体やサービスの内容、ま

た、地方公共団体の役割等が現時点では不明確であり、整理すべき課題も多くあると認識しており、今後の国・県の動きを注視してまいりたいと考えているところであります。

4点目の雇用対策と5点目の移住促進に関するご質問につきましては、それぞれ関連がありますので、一括にご答弁いたします。

若い世代の安定した雇用を創出し、町外からの移住・定住を促進するためには、庄内地域の中心地という地理的条件や高速交通網へのアクセス機能の高い本町の特性を生かしながら、地域への経済的波及効果の高い優良企業の誘致や時代に適した地域産業の創出など、首都圏の子育て世代や若者の移住・定住に関する支援体制を整備してきたところであります。

今後につきましても、施策の充実を図るとともに、本町への移住・定住をさらに促進するために、若い世代が安心して暮らすことのできる住環境の整備とともに、新たな産業や雇用を生み出す起業支援、さらには、優秀な若者や女性の活用に積極的な企業の求人情報の提供などにより、魅力ある夢と活気あふれるまちづくりに努力してまいります。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） ただいまの総合計画とこの法律の絡みということでありませけれども、総合計画は10年をベースに計画を組んでおるわけでありませ。

今町長から答弁があつたとおり、今、中間年を迎えております、5年。偶然にもこの地方創生法では、今後5年間、人口対策等、どうあるべきかということをご提案が求められておるわけでありませ。

5年前に作つた時点では、やはり新興団地の急激な増加を予測できなかったものと思われ、案外低めに設定されてはおりますが、今、三川町では、昨年の統計にはなりませけれども、ゼロ歳から14歳の割合が13.4%で、県内では3番目に高いものとなっているという状況の中でありませ。

やはり国で求めているのは1億人規模の維持ということで、計画をやっているわけでありませ。三川町では当然自然動態は減つておりますけれども、幸い、町外からの移住、移入で社会動態はプラスということで、今現在、少し少ないか、その月によっては微増という、横ばいの状態が続いております。

この総合計画では、もう5年間のこと、10年間スパンでやってきたわけでありませけれども、これから中間年の5年ということで、やはり総合計画以上のものを出して、提案として地方創生法の中では出していくべきと三川の状況を見れば思ひませけれども、その考えはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 総合計画につきましては、先程の町長の答弁にありませたとおり、町の将来を担う行政の最上位の計画ということで、平成32年までの計画でございます。総合戦略につきましては、平成27年からの5ヵ年の計画ということで若干ずれるわけではございませけれども、人口減少と地域経済の縮小の克服ということで、こういった部分、社会の重要課題に特化した計画ということで、本町でも人口ビジョンの策定と地方版の

総合戦略ということで求められているところでございます。

その中で、本町の先程の人口の動態、総合計画のときは、その時点の最新版の国立人口問題研究所の推計値等を使いながら人口の将来推計を出して、それに住宅政策等、そういった部分、子育て、総合的な支援策で計画人口を策定しておったわけですがけれども、現在の日本全体の人口減少社会、本町でも、先程議員言われました自然減の部分は、なかなかこの部分をプラスにするというのは、出生率の部分を引き上げていくという、これからの総合戦略の一番大きい課題ですがけれども、その部分と、それから、地方への移住ということで、本町で実施しております住まいづくり支援事業、そういった部分をさらに町外、県外からの移住に向けて手厚くしていくとか、そういった部分で人口の減少を極力、2060年で国立人口問題研究所の方で推計している数字をいかに引き上げるかということで、現在その人口ビジョンの策定を踏まえた計画づくりをしているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 人口減少対策で、出生率の向上ということで、皆さんご存知のとおり、山形県は全国においても3世代同居率が高いという地域であって、その県内においても三川町は高いという状況下にあります。

この地域におきまして、子どもを生んで子育てをする場合、共働きが多い山形県内においては、祖父母に子どもを預け、職場で安心して働いているという状況が多くあります。

特にその中でも、傾向としては、嫁方の祖父母に預ける、子育てをお願いしているとアンケートでもありましたけれども、こういう現状下にあります。

そこで、三川だけでなくこの地域全体を考えた場合、三川からお嫁さんに行って、三川の実家に預けて職場に行く。あるいは三川からお嫁さんに行った場合等も、そのよその地域でもこのように祖父母に預けて、この地域全体が安心して働けて、そして、それならもう1人生んで子育てをしてみようかというようなことが起これば、地域、三川に限らず、この地域全体の出生率が上がると私は思います。

例えば、こういう例が出れば、他もどンドンとこういう支援策が出るのではないかと考えられます。

例えば、三川も先陣を切ってやりましたけれども、児童の医療費無料化、中学生までの医療費無料化、これが子育て支援として良くなれば、今、ほとんどの地域でだんだん中学生までの医療費無料化、あるいは高校生までやろうとやっているところもありますけれども、そういうような波及で、こういう地域の特性を生かした中での子育ての支援策があれば出生率が上がるのではないかと。三川町も2. 何人かの出生率を求める計画ではありますけれども、やはりそれは3人も生み育てる家庭もあってその数字が確保されますので、そういう環境づくりのためにも、公民館事業でいろんな支援をやっているということでもありましたけれども、やはり普段、子育てしている中で、お互いの悩み等も情報交換、あるいは食事をしながら、その中でアドバイザー的な人を招いての研修等、そういう普段話せないこと、悩んでいること、あるいはストレス的なものも解消するためにも、こういう支援も考えられるのではないかと考えられます。例えば、若夫婦がいる日曜日にそういうものを開催するとかいう

ことが考えられますが、この考えはどうでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 若い子育て世代、3世代を含めた、そういった同居率の高い部分での出生率が高いという部分での支援ができないかということで、本町の3世代同居の高い部分、これについては、近年の最新の資料でも県平均よりだいぶ大きく上回っているという資料がございますし、本町のこれまでの特に子育て支援策、幼稚園保育料の無料化とか出産祝金とか、それから住宅支援策とか、そういった本町がこれまで取り組んでまいりました子育て支援策、そういった部分が評価もされて、本町への移住ということで、新しい住宅団地等、そういったものへの転入、先程の社会増の部分でありましたけれども、この総合戦略を策定する際に、それぞれアンケートを実施しております。

そういった若い世代、一般の世帯、それから転出した方、そういったアンケートを実施して、一般の方の通勤の状態を調べてみましても、本町から町外への通勤より、むしろ本町への通勤、それから転入についても、本町への三川外からの、鶴岡、酒田、庄内町、遊佐町の方から、すべて本町へプラスで転入しているというような状況を見ますと、これまでの本町のいろいろな支援策が評価されてきたという部分がございます。

そういった部分に加えて、現在総合戦略についても、第3子に係る部分の出産祝金とかいろんな部分、今後拡充できないか。さらには、先程の子育て支援の部分で祖父母等への相談機能、アドバイザー的な部分ということでお話がありましたけれども、そういった総合的な、ケアする、現在やっている子育ての公民館事業があるわけですが、さらに健康福祉課サイドの方で実施しているいろいろな事業、そういった部分も総合的にこの総合戦略の方に入れていながらさらに拡充して、本町の子育て、3世代同居を含めた子育てを支援する方々に対してバックアップしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今言われたようなことの政策を打ち出せば、国でも良いアイデアには多くの交付金を出して、この政策を支援していきたいというような国の考えもありますので、先んじて良い政策で子育てを進めていくという町の方向性をもっと強く打ち出していくべきと思われます。

続きまして、政府が重点施策に出しております高齢者の地方移住であります。

これはご存知のとおり、いわゆる東京圏といわれる埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県で高齢者の急増が見込まれるということで、医療、介護を地方へ移住することが主眼となっているわけであります。

よく中には、高齢になってから地方へ行っては地方が参ってしまうというような意見も聞くことがありますけれども、今なお国全体で見れば、若者がまだ都市部に流れている状況下にあります。そして、この高齢の場合も、こういう状況を放置しておれば、また東京一極ということになります。

この地方は、やはり人がいなければ地域は成り立ちません。人が増えるということは、それによって地域あるいは経済が成り立つ。それで高齢者等の国の方針であっても、それに携

わる若者の職場も出てくるということです。これらを引き受けなければ、また若者がこういう介護等の職場で東京へ流れていくという現象が起こると私は思っております。

こういう高齢者の一極集中、あるいはこれに伴う若者一極集中を防ぐためにも、やはり地方で、ある町では介護等で町の財政を支えているというところもあります。こういう国が進める政策を先取りして、おそらくこれも良いとなれば競争が起こると思いますので、先取りをして、こういう政策で地域を維持する、あるいは経済を活性化するという方向を示すべきと思いますが、その考えをもう一度伺います。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 地方へ的高齢者の移住ということで、日本版のCCRCということで、高齢者の地方移住について国の方から提案ということで出されたところであります。

この高齢者の移住につきましては、国の方から提案はされてはおりますけれども、先程町長の答弁にありましたとおり、課題も多く見受けられるというふうに判断しているところでございます。

例えば高齢者、元気な高齢者ということではありますけれども、例えば東京圏の方からこちらの方に移住する際のそのエリア、例えば、単なる建物を建てればいいというようなものではなくて、先進、国の方が描いている構想等を見ますと、ある程度の広い範囲の中に高齢者の住まい、娯楽的なコミュニティーサロンのもの、それからいろいろな食生活の購入先とか、ある程度広いエリアの中で、高齢者が公共交通機関とかそういった部分に頼らなくても、ある程度そのエリアの中で目的が達せられるというような、そういった一つの都市計画の部分も必要との予想もされております。

さらには、年齢が進んで5年後、10年後になった場合、国民健康保険とか介護保険とか、そういった部分が膨らんでいくという部分、それから、高齢になった場合の継続的なケアが必要ですので、そういった部分を十分、本町で在住の方のケアもしながら、さらには東京圏等、そういった大都市の高齢者を迎えてそういった体制がとれるのか、介護体制がとれるのか。あと、地域との協働コミュニティーの形成とか、いろいろな部分の課題がまだございます。

それだけでなく、いろいろな支援の部分で、財政的な支援、補助金、そういった部分、国の方からはまだ示されていないところでございます。

今後、そういった、国の方から現在、概要的なものは示されておりますけれども、その政策的な支援のあり方、現行の補助金・交付金、そういった部分がどうなるのか、あと税制関係がどうなるのか。さらなる交付金の、一応5年間というふうな交付金が示されておりますけれども、交付金についても、どのぐらいの期間、金額の中で位置付けになるのか、不明確な点があるということで、この部分については、先程の町長の答弁にありましたとおり、国、県の動向を十分に踏まえて判断していく必要があるかなということで思っているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 雇用対策ということではありますが、やはり地方創生は、人と金の流れをいかにつかむかということとされます。やはり企業誘致にはいろいろ資金繰りが必要であります。

そこで、地域の金融機関等を利用して、金融機関はいろいろな地域の住民の情報を持っております。この地域の預金を活用しながら、よいアイデアには金をつけながら、そして、金融機関をコアにしながら、企業誘致、職場の創生とかいう方法も考えられますが、そのお考えはどうでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 雇用ということで、企業誘致の関係でございます。今回の総合戦略については、やはり人口減少対策とその雇用、それから若い方の出産、子育てという大きいポイントがございますけれども、その中でも雇用ということで、企業の支援ということで、本町でも現在、土地開発公社を含めて、トップの企業誘致を含めてやっております。

そういった中で、本町の総合戦略にも金融機関が入って、推進会議のメンバーとして位置付けされているところでございます。その中でもいろいろなご提言、金融機関としてのご提言をいただいておりますし、さらには、先日も金融機関の方から、金融機関としての企業支援についても、国の交付金等を活用しながら支援できるのではということでも力強いご発言もありましたので、いろんなそういった部分を踏まえて、今後の企業支援等についても、本町の総合戦略の方に位置付けしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 地方に住みたいというアンケート結果も結構あって、移った人の六十何%は満足しているとか、一般に聞いても、四十何%、収入が減っても移り住みたいというような意見もあります。

これから三川町でも、活用できる空き家バンクを社会資本と捉えて取り組んで、それらに体験入居等も取り入れながら、地方の魅力を発信して、これから行くべき方策もあろうと思います。

これで時間もありませんので、私の質問を終了いたします。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

次に、8番 梅津 博議員、登壇願います。8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員）

1. 農業振興策について

1. 第3次三川町総合計画に掲げた主要施策の進捗状況と、今後の取り組みについて当局の見解を伺う。

2. 国産大豆の需要が高まっており、稲作を補完する品目として注目されている。大豆の本作化への取り組みを強化すべきと考える。当局の見解を伺う。

3. 園芸作物の振興について、重点品目への取り組みを強化すべきと考える。当局の見解を伺う。

平成27年第5回議会定例会におきまして、通告に従い一般質問をいたします。

今回は、夜間議会ということで30分間の時間でございますので、農業振興策についてのみ質問させていただきます。

最初に、第3次三川町総合計画に掲げた主要施策の進捗状況と今後の取り組みについて、当局の見解を伺います。

次に、国産大豆の需要が高まっており、稲作を補完する品目として注目されています。大豆の本作化への取り組みを強化すべきと考えます。当局の見解を伺います。

最後に、園芸作物の振興について、重点品目への取り組みを強化すべきと考えます。当局の見解を伺います。以上、1回目の質問といたします。

○議長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津 博議員にご答弁申し上げます。

初めに、農業振興策に係る第3次三川町総合計画に掲げた主要施策の進捗状況と今後の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

第3次三川町総合計画では「活力ある産業の育成」を基本目標に、農業生産活動の育成等に係る主要14事業を実施しているところであります。これらの事業は、農産物の生産、流通、販売に係る営農全般にかかわる事業から、土地改良施設等の運用管理など生産環境にかかわる事業、また農地の適正管理や食育推進に関する事業など各般にわたるものであり、事業ごとの進捗状況では、単年度完了の事業もあればスタートしたばかりの事業、また、継続して事業効果が得られるものなど多様であります。総合的な見地からの施策評価においては、一層の充実が必要であるとしているところであります。

今後はより積極的に、かつ柔軟性を持って施策の展開を図っていく必要があると強く感じているところであり、引き続き、農業者、農業関係機関・団体とともに鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

次に、大豆の本作化への取り組みについてのご質問であります。本年度における大豆の作付面積は約180haで、転作作物の中で最大であり、生産技術体系の確立や関連機械設備の導入整備、大豆生産の組織化などにより、本町においては「大豆の本作化」が確実に進められてきたものと理解しております。

三川町地域水田農業ビジョンにおいて、主要な転作作物である大豆を戦略作物と位置付けており、本年度の産地交付金に新たな生産支援メニューを設定した一方、品質向上を図る

水田畑地化基盤強化事業等の実施を含め、今後も引き続き、本作化に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、園芸作物の振興についてのご質問ですが、町では振興園芸作物として、枝豆、長ねぎの土地利用型園芸作物に加え、メロン、赤かぶ、パプリカ、アスパラガス、サトイモ、花卉、しいたけの9品目を三川町地域水田農業ビジョンに明示し、その生産振興を図ることとしております。

これまで本町での園芸作物の振興は、稲作経営の副次的なものと位置付けられてきた時期もあり、時々の市場ニーズにより生産振興作目が変わり、産地形成までには至らなかったところでもあります。しかしながら、今日においては、近年の米価低減を受け、農家経済に不安が広がっていることから、新たな農業収入を得るための園芸作物の振興がこれまで以上に強く求められているところでもあります。

これまで、生産者や生産団体の要望を受け、がんばる農家支援事業や活力ある園芸産地創出支援事業、戦略的園芸産地拡大支援事業等を実施し、パプリカや長ねぎ、しいたけ等の生産拡大を支援してきたところであり、今後とも、生産収入の増加を念頭に、園芸作物の生産振興に向けた各施策の充実、強化に取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいま町長から答弁を伺いました。平成23年から始まった第3次総合計画の中で、基幹産業である農業に関して、様々なプロジェクトを上げながら進行しているという状況のようでもありますけれども、また、今後の対策についても一層の充実というものを心がけるといような内容であったと思います。

その中で、27年度から始まりました瑞穂の郷づくり事業、これは米の生産の安定というようなプロジェクトの中の一環だというふうに理解しております。この事業につきましては、ふるさと応援寄附金の活用ということで、ふるさと基金から1,000万ほどこの事業に使っているということでございます。

まず、お聞きしますけれども、この事業、27年度の4月から実施されておりますし、内容を見れば、春作業部分、それから秋作業部分というように補助対象の中で、27年度分はほとんど申請が終わって事業実施になっているというふうに思います。

そういった事業申請の中で、農業者と向き合って申請の事務をなされた担当の課長に伺いたいわけですが、農業者の意気込み、あるいはこの事業にかけた思い等々、いろいろ伝わっているかと思えます。この事業に関しては、コスト低減あるいは大規模化、それから高品質の米の生産、あるいはこだわり米の生産というふうな目的があるわけでございます。

こういった目的が達成されるのか否か、そういったことを伺いたいわけですが、目的達成への手応えをどうお感じになっているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいまのご質問にありました、平成27年度、新年度からの新規事業ということで、瑞穂の郷づくり事業を今展開しているところでございます。

ご案内のとおり、この事業につきましては、米価下落というような経済的に厳しい状況を踏まえながらも、なお、あえて米にこだわりを持って生産していこう、米にこだわりのある地域として前面に出していこうというような思いを底辺に置きながら、具体的にはできることを絞り込んで実施しています。

その一つが、品質をより確かなものにしていくということで、色彩選別機、こちらの方を個人導入を促進するということと、もう一つは、今後、規模拡大等、もしくは複合化にも影響してきますが、米の作業の効率化等を図るための直播に急速に進めていこうという2点。それから、最後には、米として高価で評価されています有機米等の取り組み。これは全国で、三川町については、その率として上位を占めております。こういったものをさらに維持し、また、広げていきたいという思いの中で、有機栽培については、先進的な除草機を導入しようというような三つの支援策で絞り込んで行っております。

今現在、1年間通した中では、色彩選別機、実は250万ほどの高価なものになってございますが、5、6台の申請があり、交付決定をいたしております。

1等米比率、おおむね99%ですが、高い率を誇っておりますので、色彩選別機を使う機会というのはさほどないという状況ではありますが、なお100%に近い1等米比率、品質をこの町から出していくといったようなことを経営的に判断されて、その色彩選別機、高価なものを導入されたというふうに判断しています。ただ、個人で持つには高価なものでありますので、そういった導入された人たちに対しては、多くの人が使えようという状況も検討していこうというような話もしております。

また一方で、二つ目の直播です。こちらの方も、今年の春作業に使うという形の中で、時間がなかたございましたけれども、農協さんの方の直播の推進と歩調を合わせまして取り組みをしてまいりました。昨年度100haほどの直播というふうに抑えていますが、20から30ほど多くの直播になったという状況になってございます。

なお、本年度については、確かに事業費的には8割、9割になっております。ですが、残りの部分については、今年度で終了ということではなくて、来年度の春に向けた機械整備、そういったことを念頭に置いておりますので、秋について、また募集をしていきたいと考えています。こちらも農業者の方が率先して実践しながら、検証しながら直播をしておりますので、取り組んでおりますので、来年以降も大きな流れとなっていくと捉えています。

それから、有機栽培の方です。こちらの方はもう行政の方が言うまでもなく、実践されている方々が苦勞し、勉強され、そして市場の評価を得ながら、1俵、平均的な米の2倍以上の販売を確保しております。

米価下落というような状況がありながらもそういった価格で提供できるというのは、売側の評価が高いということでございますので、こういった部分もやはり町としての米へのこだわりの一つとして大切に支援していきたいと考えています。

総じて、絞られた部分ではございますが、取り組んでいる方、生産者の意欲をすごく感じるような状況となっております。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員） この事業に取り組む、あるいは取り組んだ方々の意欲というものが感じられるわけでございますけれども、そういった中で、例えば、直播などもそうですが、コスト低減というものに鋭意取り組む方々が今後増えていくことを望んでいるわけでございますし、この事業に関しては、基本的に私は賛成、あるいは推進していきたいというふうに思っておるところでございます。

ところで、米価下落という話もございましたが、今の第3次総合計画の樹立、あるいは計画の策定の時期よりも、また現在はまして米あるいは農業をめぐる情勢というのは厳しくなっているというふうに思っております。それはどなたも同じ認識と申すけれども。

そういった中で、瑞穂の郷づくり事業は米に特化した事業というふうに受けとめますし、ただ、この地域、三川町の農業を担っていくのは米の大規模農家だけではないというのもまた事実ではないかと思っております。

町長に伺いたいわけでございますけれども、例えば多様な担い手というふうな言い方を総合計画の中でも出しておりますが、こういった多様な担い手の必要性、これは今後も変わらず必要なのではないかと私は思います。これは、ただ単に農業の経営のみでなく、地域の活性化、ひいては町の活性化というものに農業の多様な担い手の方々が役に立つのではないかとこのも事実だと思います。

こういった多様な担い手を育てるための次の事業、今回、瑞穂の郷づくり事業、ふるさと基金から出ましたけれども、新たな事業を検討していく必要が私はあるのではないかと。そういった中で、総合的に農業の振興というものを進めるべきと思いますが、町長に関してはどうお考えでしょうか。

○議 長（成田光雄議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町の農業においては、稲作が中心というようなことで、今までも何度となく本町の農業振興においては、やはり米価の下落というものが非常に農家経営に大きな影響を及ぼしてきているというような状況があるわけであります。

こうした中、農業を基幹産業としている町において、産業という位置付けからいたしますと、今までの各農家の経営面積、これが国のいろいろな施策においては、やはり規模拡大ということが非常に生き残る農業の一つの戦略として位置付けられてきたわけでありますが、そういう中においても、なかなか法人化あるいは集落営農も進んでいないということは、本町のような稲作を主としているこの専門的な農作業等も含めた経営形態ということからすると、現状の中において、個々の農家がいかに経営を維持していくかということを真剣に考えてきたという一つの経過があるわけでありましてけれども、これから3年後においては、米の需給調整は、農家あるいは農業者団体が自ら判断をしてその生産数量を決めていくというような、一つの大きな転換期を迎えるわけであります。

こうした中において、今回、本町が今まで農業振興策においては様々な手だてを行ってまいりました。ある面においては、生産費の支援ということが主になってきたわけでありまして、これからは、戦略的な経営という部分からいたしますと、しっかりとした経営基盤を維持しつつ、そして、将来、それぞれの集落あるいは地域の中で、今の農業従事されている方々

で維持できるのかといった場合においては、全国的にも農地の集積というものが進むという環境からすると、やはり出し手と受け手という部分が非常に影響するというふうに思います。その中において、本町においては、なかなか出し手という方々がいないというような現状もあります。そういった部分では、個々の農家がこれからの農業経営というものをどうやって考えていくかということに対して、やはり町もしっかりその関係機関、農業団体等とも連携を深めて、三川町の農家、稲作でいくんだというようなこの地域であってもいいのではないかとこのように思っているところであります。

そういった面においては、今までの生産費の支援ということからいたしますと、これからは販売というような部分については、流通、そして何といたっても消費者ニーズにいかに対応していくかということが、本町の稲作農業が生き残れる、そういった戦略になっていくだろうというふうに思います。

また、今の農業従事者の年齢が年々高くなっていくというようなことはあるわけでありましてけれども、やはりそういった方々も現役で頑張っていたかなければならないということが基本になってくると考えているところであります。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいま町長から、今後の戦略ということで、販売あるいは消費者ニーズに対応した施策というものの話がございました。ぜひ今後の振興策の充実という面で、そういった部門への新しい事業の展開をやるべきと思っております。

しかしながら、規模拡大あるいは農地の集約、集積というものが進んだ場合におきましても、要するに、三川町全体での売り上げあるいは所得が上がるのかということを考えますと、やはり現状の米の消費減少あるいはTPPの交渉もありますけれども、海外からの米の輸入といったものに対応しながらの米の価格の決定ということになりますので、飛躍的な価格上昇というのはなかなか望めないと思っております。そういうことからすれば、単位面積あたりの売り上げあるいは所得というものがやはり厳しい状況になっていくのではないかと思っております。

そういったことを補完することからすれば、次の大豆あるいは園芸作物というものに力を入れるべき、改めて力を入れるべき時期に来ているのかと思っております。

大豆に関しては、時間もありませんので細かい数字は言いませんけれども、経営所得安定対策の中で、様々な優遇策があるというふうに理解しております。

ただ、残念ながら、せっかくの数量払い等があるにもかかわらず、反収が低いという状況があるわけです。大豆の主産地におきましては、やはり250kg程度の平均収量というものがとられているという情報もあります。

ところで、三川町はどうかということで農協の三川支所に伺ったところ、詳しい数字はなかなか捉えられないということでありましたけれども、三川町に大豆の受託組合というものがございまして、その5年間の平均ですと10aあたり165kgということですが、この組合に関しては割と大豆を専門的にやっている方々もいらっしゃるということで、庄内あるいは三川の平均よりは高いだろうというお考えでした。三川町平均では100kgから110kg程度

ではないかというような内容だったわけですがけれども、この程度では大豆の本作化というものを胸を張って言える状態ではないと私は思っております。

今後、生産技術の向上対策というものも総合計画の中には縷々謳われておりますけれども、こういった対策も農協サイドと連携しながら、大豆というものにもっと力を入れて、収量の上がる実効性のある対策をやるべきかと思っておりますけれども、その点、お考えはいかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 三川町のいわゆる農業の生産所得は、言うまでもなく米になっています。近年でいえば、この米価下落によって15億を下回るような状況になってまして、十数年前と比べればまさに半減しているという状況です。

では、その半減している状況の米から、規模拡大等を含めて前のような収入を得られるかということでありまして、いろんなご意見がありますが、厳しい。ではどうするのか。議員が言われるとおり、米以外の作目にも注目をして、そこから収入を上げるというのが重要かと思えます。

大豆、10年ぐらいになりますか、それぐらいから、本作化という言葉を使いながら、生産調整のための品目ではなくて、大豆からも生産所得を上げようというふうに取り組んできております。品種、それから栽培技術の向上、さらには組織化もありますし、一番大きなのは、作物でありますので、土壌条件、いわゆる圃場の条件の改良ということでございます。

もって今現在、言われるとおり、110から150を下回るような反収ではどうかということでもございました。

それに対して、まず第一については、大豆からも収入を得るんだということで、生産者が思っていたことが第一かと思えます。思っただけのこと、単純です。収入が上がるという状況を生み出すという意識を持っていただく。

今、短期的なことではありますが、昨年、一昨年まで大豆は60kg、1俵あたり4,000円そこらでずっと推移してきています。これにそれを上回る倍以上の補助金がつきまして、大豆は生産振興をしておるんですが、昨年から今年、1俵あたり1万円を超えております。エンレイ、里のほほえみ。こちらで作られている大豆が高騰しております。そういった部分は、年度年度で違うとはいうものの、それを捉えれば、「ああ、大豆を作って所得が得られるんだ」という状況をまず確認していただいて、向かう人が、生産に向かう場合について、補助事業で生産設備を支援したり、これまでどおり圃場整備という形の中で暗渠・明渠排水対策をしたりという部分がさらに生きてくるかと思われます。支援する事業等、本作に向けた具体的な手だてはいろいろございますので、そういったことが生きる形での生産者が大豆を作ろうという状況をまず確認いただければと、こちらとしては考えているところです。

○議長（成田光雄議員） 8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） 今、価格の話もございました。これはたぶん一過性のものではないと。要するに、世界中の中で、隣の中国が非常に大豆を使うようになった。生活のレベルが向上したということで、大豆は不足ぎみでありますし、国産大豆1万円から、高いもので1

万6,000円しているということで、もっと力を入れるべき。

確かに生産者の意識改革、これが一番重要でございますけれども、それに向かわせるための様々な施策、あるいは私は排水対策だけではなく、やはり土壌のpHというものが改善されていないというふうに思っています。6から6.5ぐらいにならないと、この250kgあるいは300kgという数字は狙えないと。そういったところを普及センター等の指導者と打ち合わせしながら進めるべきかと思っております。

時間もありませんけれども、最後に園芸作物に関して、答弁にもありましたとおり、なかなか産地化形成というのできていないという経過の中で来た。ただ、長ねぎなどにつきましては、一時期、三川町というのは先進地だったということでございます。

最上地方の良い例を見ますと、やはり行政、指導機関あるいは農協が一体となってプロジェクトを作りながら、ねぎをいかに作ってもらえるかというシステムづくりをしたということでございますし、そういったシステムから入る、産地形成に入るといったことも私は今後考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 議員が言われる部分があるかと思えます。重要な視点かと思えます。

例えば、システムのなという言葉を少し変えますと、今土地利用作物の中で、大豆以外に有望だと考えられているのが枝豆です。手間もかかりますけれども、収益的には高いものがあります。ただ、やはり労力もかかりますし、それなりの技術、設備も必要です。

そうしたときに、昨年度からJA庄内たがわが中心になりまして、加工用の枝豆、北海道で見ると大型の機械を投入しまして、一気に収穫していくという部分でございます。生食としての生産は面積的にも限度がありますが、大量に、目新しくないようでは実は目新しい、新しい取り組みかと思えますし、同じ大豆を作る作業をもって収益性のある枝豆を大量に作っていく。イコール農業者に所得として入っていくという動きもございますので、そういった販売面と繋がった生産をこれからも、今後もシステム等を見ながら同じような視点で取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（成田光雄議員） 以上で、8番 梅津 博議員の質問を終わります。

○議長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会いたします。

（午後 8時46分）

平成27年第5回三川町議会定例会会議録

1. 平成27年9月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	大川栄一会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長	五十嵐泉建設環境課長
本間明教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田 弘 議会事務局長 高橋 朋子 書記 吉田直樹 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日 9月10日(木) 午前9時30分開会

- | | | |
|-------|----------------------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議第45号 | 平成26年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 議第46号 | 平成26年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議第47号 | 平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議第48号 | 平成26年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議第49号 | 平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議第50号 | 平成26年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 請願審査委員会報告(総務文教常任委員会) | |
| | 請願第4号 | 所得税法第56条の廃止のための意見書提出を求める請願書 |

○ 閉 会

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（成田光雄議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（成田光雄議員） お諮りいたします。日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（成田光雄議員） 日程第1、議第45号「平成26年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第2、議第46号「平成26年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第3、議第47号「平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第4、議第48号「平成26年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第5、議第49号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第6、議第50号「平成26年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第45号「平成26年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、議第46号「平成26年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第47号「平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第48号「平成26年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第49号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第50号「平成26年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成26年度の三川町一般会計並びに各特別会計の決算につきましては、会計管理者より去る6月30日付で地方自治法第233条第1項の規定により決算の提出がありましたので、7月10日に同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、併せて、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、該当の基金運用調書について、さらに、地方公共団体の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、財政健全化判断比率について、付託をいたしたところであります。

審査の結果につきましては、8月19日付をもちまして、監査委員から意見を付して報告がございましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を賜りたく提案するものであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます財政健全化判断比率につい

ては、4指標のうち実質公債費比率は12.3、将来負担比率は132.0で、いずれも早期健全化基準を下回っており、また、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字額がないことをご報告申し上げます。

各会計決算の概要につきまして、会計管理者よりご説明申し上げますが、細部につきましては、審議の過程におきまして、それぞれ所管課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議下さいまして認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 (午前 9時35分)

○議長（成田光雄議員） 再開します。 (午前10時00分)

○議長（成田光雄議員） 会計管理者より概要説明を求めます。大川会計管理者。

○説明員（大川栄一会計管理者） 私から、平成26年度一般会計ほか各特別会計決算の概要をご説明申し上げます。

説明資料といたしましては、7ページに編綴しました「平成26年度三川町各会計決算の概要」と各会計の決算状況を1枚にまとめました「平成26年度三川町各会計決算概要一覧」の二つの決算関係資料を配付いたしておりますが、「決算の概要」の資料に基づいてご説明申し上げますので、そちらをご覧ください。

まず初めに、『一般会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額40億6,958万127円、歳出総額38億5,826万9,113円で、歳入歳出差引の額は2億1,131万1,014円であります。

翌年度に繰越すべき財源は繰越明許費分として587万円であります。この繰越明許費繰越額を差し引きました実質収支額は2億544万1,014円であり、平成27年度への繰越額となります。

また、前年度実質収支額が1億3,777万9,708円でありましたので、平成26年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は6,766万1,306円の黒字となりました。この単年度収支額に財政調整基金積立金6,210万円と繰上償還額3,136万8,713円を加えました実質単年度収支額は、財政調整基金の取り崩し額がありませんので、1億6,113万1,900円の黒字決算となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額が40億1,561万8,000円で、これは当初予算36億円に年度中における追加補正予算総額3億5,193万8,000円と前年度からの繰越明許費6,368万円の合計額であります。

収入済額は40億6,958万127円であり、予算現額に対する執行率は101.3%、なお、前年度は99.3%でありました。調定額に対する収入率は99.2%、なお、前年度も同率の99.2%でありました。

不納欠損額は447万9,287円、収入未済額は2,827万2,071円ありますが、前年度と比較し342万5,011円減少いたしましたところであります。

収入未済額の内訳といたしましては、町民税891万3,504円、固定資産税1,851万6,247円、軽自動車税67万1,300円、負担金17万1,020円であります。

次に、予算現額より100万円以上収入増となった款と金額を申し上げます。

1 款町税 6,449 万 2,470 円、4 款配当割交付金 212 万 5,000 円、5 款株式等譲渡所得割交付金 147 万円、1 1 款分担金及び負担金 514 万 8,063 円、1 2 款使用料及び手数料の関係ですが、122 万 9,180 円、1 5 款財産収入 128 万 8,548 円、1 6 款寄附金 1,972 万 3,712 円、1 9 款諸収入 702 万 2,107 円であります。

次に、予算現額より 100 万円以上収入減となった款と金額を申し上げます。

1 3 款国庫支出金 4,200 万 8,723 円、1 4 款県支出金 526 万 8,515 円、2 0 款町債 230 万円となっております。なお、これらの収入減の主な要因は、平成 2 7 年度への繰越明許費に係る未収入特定財源などであります。

2 ページをご覧ください。

3. 歳出の概要について申し上げます。

予算現額 4 0 億 1,561 万 8,000 円、支出済額 3 8 億 5,826 万 9,113 円、翌年度への繰越額が 4,856 万円で、これを差し引きしました不用額は 1 億 878 万 8,887 円であります。

予算現額と支出済額との比較は 1 億 5,734 万 8,887 円で執行率は 96.1%であります。なお、前年度は 95.8%でありました。

次に、不用額が 100 万円以上となった款と金額を申し上げます。

2 款総務費 1,663 万 3,383 円、3 款民生費 2,510 万 3,972 円、4 款衛生費 129 万 4,832 円、6 款農林水産業費 1,236 万 7,628 円、7 款商工費 189 万 8,127 円、8 款土木費 1,899 万 9,108 円、9 款消防費 222 万 5,101 円、1 0 款教育費 2,085 万 9,869 円、1 3 款予備費 828 万 249 円あります。費目の流用は 9 5 件、合わせまして 1,450 万 2,333 円、予備費の充用は 3 9 件、合わせまして 171 万 9,751 円あります。まったく支出のなかった節は 4 1 件、合わせまして 183 万 1,116 円となっております。

以上が一般会計の決算概要であります。

次に、3 ページをご覧ください。

『国民健康保険特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額 7 億 9,268 万 1,838 円、歳出総額 7 億 5,770 万 9,653 円、歳入歳出差引額 3,497 万 2,185 円、翌年度に繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となり、平成 2 7 年度への繰越額となります。また、前年度実質収支額が 6,406 万 6,842 円でありましたので、平成 2 6 年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きしました単年度収支額は 2,909 万 4,657 円の赤字となりました。この額には、国保給付基金への積立金 4 0 万円を加え、国保給付基金積立金の取崩額はなかったことから、実質単年度収支額は 2,869 万 4,657 円の赤字決算となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額 7 億 8,805 万 7,000 円に対しまして、収入済額が 7 億 9,268 万 1,838 円、執行率は、100.6%であります。なお、前年度は 105.9%でありました。収入率は、96.1%であります。なお、前年度は、96.2%でありました。不納欠損額は 233 万 3,408 円、収入未済額は 2,968 万 9,576 円ありますが、前年度と比較し 9 7 万 9,112 円減少いたしましたところであります。

予算現額より 100 万円以上収入増となった款と金額については、1 款国民健康保険税 112

万5,904円、6款県支出金932万269円であります。

次に、予算現額より100万円以上収入減となったものは、3款国庫支出金219万7,721円であります。

次に、3.歳出の概要であります。予算現額7億8,805万7,000円に對しまして、支出済額7億5,770万9,653円で、翌年度繰越額はなく、不用額は3,034万7,347円、執行率は96.1%、なお、前年度は97.3%でありました。

不用額が100万円以上となった款と金額につきましては、2款保険給付費846万3,113円、7款共同事業拠出金541万794円、8款保健事業費173万7,557円、11款諸支出金110万8,531円、12款予備費1,250万4,906円となっております。費目の流用は10件、合わせまして936万6,097円、予備費の充用は5件、合わせまして49万5,094円、まったく支出のなかった節は13件、合わせまして104万7,000円であります。

以上が国民健康保険特別会計の決算概要であります。

次に、4ページをご覧ください。

『後期高齢者医療特別会計』について申し上げます。

なお、本会計以降、款別に表記しております予算現額に対する100万円以上の収入の増減と、同じく100万円以上の不用額につきましては、時間の関係もございますので説明を省略させていただきます。

1.決算の総括であります。歳入総額7,730万38円、歳出総額7,568万538円、歳入歳出差引額及び実質収支額は161万9,500円で、平成27年度への繰越額となります。また、前年度実質収支額が151万6,000円でありましたので、平成26年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は10万3,500円の黒字となったところであります。

次に、2.歳入の概要であります。予算現額7,677万1,000円に對しまして収入済額は7,730万38円、執行率は100.7%、なお、前年度は100.2%でありました。収入率は99.8%、なお、前年度は99.9%でありました。不納欠損額はなく、収入未済額は保険料で11万7,900円であります。

次に、3.歳出の概要であります。予算現額7,677万1,000円に對しまして支出済額7,568万538円、翌年度繰越額はなく、不用額は109万462円、執行率は98.6%、なお、前年度は98.2%でありました。費目の流用は2件で8,231円、予備費の充用は1件、3万800円、まったく支出のなかった節は2件で1万1,000円であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算概要であります。

次に、5ページをご覧ください。

『介護保険特別会計』について申し上げます。

1.決算の総括であります。歳入総額7億7,246万6,188円、歳出総額7億6,196万6,248円、歳入歳出差引額及び実質収支額は1,049万9,940円で、平成27年度への繰越額となっております。また、前年度の実質収支額が603万7,733円でありましたので、平成26年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は446万2,207円の黒

字となりました。さらに、単年度収支額に介護給付費準備基金の積立金 514 万 3,000 円を加えた実質単年度収支額は、同基金の取崩額はありませので 960 万 5,207 円の黒字決算となったところでありま。

次に、2. 歳入の概要でありまが、予算現額 7 億 9,120 万円に對しして収入済額 7 億 7,246 万 6,188 円、執行率は 97.6%、なお、前年度は 97.0%でありま。収入率は 99.8%で前年度と同率でありま。不納欠損額は 3 2 万 3,720 円、収入未済額は介護保険料で 143 万 7,040 円でありま。

次に、3. 歳出の概要でありまが、予算現額 7 億 9,120 万円に對しして、支出済額 7 億 6,196 万 6,248 円で、翌年度繰越額はなく、不用額は 2,923 万 3,752 円、執行率は 96.3%でありま。なお、前年度は 96.2%でありま。費目の流用は 6 件、合わせまして 376 万 3,203 円、予備費の充用は 1 件 2,872 円、まったく支出のなかつた節は 6 件、合わせまして 1 3 万 2,000 円でありま。

以上が介護保険特別会計の決算概要でありま。

次に、6 ページをご覧ください。

『農業集落排水事業特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括でありまが、歳入総額及び歳出総額は共に 1 億 4,816 万 5,890 円であり、歳入歳出差引額及び実質収支額はございませ。また、前年度実質収支額が 6 万 596 円でありましたので、平成 26 年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きしました単年度収支額は 6 万 596 円の赤字となったところでありま。

次に、2. 歳入の概要でありまが、予算現額 1 億 4,871 万 1,000 円に對しして収入済額 1 億 4,816 万 5,890 円で、執行率は 99.6%、なお、前年度は 99.7%でありま。収入率は 99.5%、前年度は 99.3%でありま。不納欠損額はなく、収入未済額は使用料で 8 0 万 7,254 円でありま。

次に、3. 歳出の概要でありまが、予算現額 1 億 4,871 万 1,000 円に對しして支出済額が 1 億 4,816 万 5,890 円で不用額は 54 万 5,110 円、執行率は 99.6%でありま。なお、前年度は 99.7%でありま。費目の流用、予備費の充用及びまったく支出のなかつた節はありませ。

以上が農業集落排水事業特別会計の決算概要でありま。

7 ページをご覧ください。

最後に、『下水道事業特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括でありまが、歳入総額が 4 億 2,137 万 3,918 円、歳出総額は 4 億 2,127 万 3,918 円、歳入歳出差引額は 1 0 万円となりまが、翌年度へ繰越すべき財源は、繰越明許費分として 1 0 万円でありまので、これを差し引きしました実質収支額はございませ。また、前年度実質収支額が 6 万 682 円でありましたので、平成 26 年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きしました単年度収支額は 6 万 682 円の赤字となったところでありま。

次に、2. 歳入の概要でありまが、予算現額 4 億 3,599 万 9,000 円に對しして収入済

額は4億2,137万3,918円で、執行率は96.6%であります。なお、前年度は91.5%でありました。収入率は99.9%、前年度と同率であります。なお、予算現額に対する収入額の減並びに執行率が若干低率になった要因は、歳出も同様であります。平成27年度への繰越明許によるものであります。不納欠損額は2,728円、収入未済額は受益者負担金と使用料を合わせて62万5,798円であります。

次に、3.歳出の概要であります。予算現額4億3,599万9,000円に對しまして支出済額4億2,127万3,918円、翌年度繰越額は繰越明許費1,090万円で、不用額は382万5,082円となり、執行率は96.6%であります。なお、前年度は91.5%でありました。費目の流用は5件、合わせまして23万497円、予備費の充用はありません。まったく支出のなかった節は1件1万円あります。

以上が下水道事業特別会計の決算概要であります。

以上をもちまして、平成26年度一般会計ほか各特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

○議長（成田光雄議員） 次に、監査委員より各会計決算について、審査結果の報告を求めます。和田監査委員。

○説明員（和田 勉監査委員） 平成26年度各会計決算と審査結果の報告を申し上げます。

地方自治法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成27年7月10日に付託されました平成26年度三川町各会計歳入歳出決算並びに定額資金運用基金及び財政健全化判断比率を、三川町監査委員条例並びに三川町監査基準をもとに審査いたしましたので、その審査結果について「審査意見書」によりご報告申し上げます。

初めに、各会計の決算に係る審査意見を申し上げます。

1ページをご覧ください。

1に掲げております審査対象の決算について、2の日程により審査いたしました。

次に、2ページをご覧ください。審査の手続きについては、町長から提出された各決算書類を関係諸帳簿及び証書類と照合し、収支命令に符合しているか、計数及び収支が正確かつ適法であるか、予算の目的に沿って事務事業が効果的・経済的に執行されているか等に主眼を置き、試査の方法により審査いたしました。

その結果、各会計の歳入歳出決算は計数に誤りがなく、内容についても不正・不当なものなかったもので、適正であると認められるものであります。

次に、審査所見を申し上げます。

27ページをご覧ください。

なお、本来であれば定期監査において取り扱う内容であります。決算書を形成するための背景となっている事務事業の執行状況について検討をいただく見地から、決算審査において申し述べております。

我々監査委員は、各会計の決算審査の内容に加え、例月現金出納検査や定例監査における指摘事項の改善に向けた取り組み内容を確認するとともに、事業運営が適正かつ効果的に執行されているか等について審査いたしました。その結果、今後の事務事業執行に向けて検討

を要すると思われる事項について、3点申し述べます。

1点目は「地域開発及び要望活動について」であります。

企業誘致の推進については、町単独の活動や山形県企業誘致促進協議会への参画により取り組んでおりますが、取り組み内容の評価、検証を行うとともに、今後、どのような企業を誘致していくか等、町と土地開発公社の地域開発方針について検討をお願いするものであります。

また、各種要望活動についても、関係組織による取り組み内容も含め精査し、優先すべき事項を見極めながら、実効ある事業推進に努めていただくことをお願いするものであります。

2点目は「シルバー人材センターの活用について」であります。

高齢化社会を迎え、多様化する福祉事業を展開するうえで、人材確保が重要となっております。また、シルバー人材センターの登録員が減少している状況が認められ、取扱業務の見直し等が課題であると思慮されるところであります。

今後は、高齢者のノウハウを活用した福祉事業について、シルバー人材センターと協議しながら検討し、人材確保に向けた連携を強化していただくことをお願いするものであります。

3点目は「町債残高の管理について」であります。

町債残高については、決算期に各金融機関の残高証明書と照合し、適切に管理されておりますが、出納閉鎖期間中に発生する決算年度の起債や償還取引に係る残高の補正を手作業で行っていることから、照合事務の効率化を図るため、付属資料の作成等の検討をお願いするものであります。

次に、定額資金運用基金に係る審査意見を申し上げます。

28ページの審査結果に述べたとおり、「三川町育英奨学基金」については、経理に誤りなく計数は正確で、設置目的に従い運用されていると認められたところであります。

最後に、29ページの財政健全化に係る審査意見を申し上げます。

審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎資料は、いずれも適正に作成されており、財政が法律で定められた基準の範囲内で健全に運営されているものと認められるものであります。

以上、決算審査の結果並びに所見を申し上げましたが、今後も引き続き財政の健全化と町民の福祉増進に向けて一層の努力を期待し、決算審査報告といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で、本案の提案に対する説明及び報告を終了します。

お諮りします。本案については、議長を除く8人で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く8人の議員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定いたしました。

○議長（成田光雄議員） お諮りします。ただいま設置されました「決算審査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、議長を除く8人の議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く8人の議員を「決算審査特別委員会」の委員に選任することに決定いたしました。

○議長(成田光雄議員) お諮りします。ただいま「決算審査特別委員会」に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、9月11日まで審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は9月11日まで審査を終えるよう、期限をつけることに決定しました。

○議長(成田光雄議員) 日程第7、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第4号「所得税法第56条の廃止のための意見書提出を求める請願書」の件について、総務文教常任委員会委員長より報告を求めます。2番 志田徳久議員。

○2番(志田徳久議員)

平成27年9月10日

三川町議会議長 成田 光雄 殿

三川町議会総務文教常任委員会
委員長 志田 徳久 ㊟

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
4	平成27年 9月8日	所得税法第56条の廃止のための 意見書提出を求める請願書	不採択	請願の趣旨に 沿うことが困 難である	

なお、審査内容を若干説明申し上げます。

本請願は、平成22年第7回議会定例会へ、同じ請願者より提出され、議会で不採択になった経緯があります。今回の請願に対しては、請願者であります鶴岡民主商工会婦人部部長石川豊子さんと事務局長の山田美加さんが趣旨説明を行い、説明者に対し質問を行いました。その後、町民課長より、所得税法の第56条と関連のあります第57条の内容を説明していただきました。

審査では、各委員が意見を述べ、採決を行いました。なお、その際、傍聴者は、説明員も含め数名傍聴しておりました。そして、採決の結果、反対多数で不採択になったことをご報告申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑を許します。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、質疑を終了します。

○議 長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議 長（成田光雄議員） 本件の委員長報告は不採択であります。したがって、初めに、原案に賛成者の発言を許します。

6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 請願第4号「所得税法第56条の廃止のための意見書提出を求める請願」に賛成の立場から討論いたします。

所得は、ここで申すこともありませんが、所得税法上、収入から必要経費を引いた金額で、労働の対価は当然の必要経費となっております。

ところが、恣意的な家族間の取引による租税回避を規制する目的で、昭和24年に、事業から対価を受けとる親族がある場合の必要経費の特例としてこの56条ができたのであります。そして、57条で、青色申告して帳簿記帳をすれば客観的に家族の労働対価が把握できることから、経費として認めるという現状となっております。

分かりやすく申しますと、経営者であるお父さんが一緒に住んでいる家族の奥さんやお子さんに経費として、家計費として支払った給料が必要経費か家計費かの区別がつかなく、帳簿をつければ経費として認められているのが現状であります。

ところが、平成26年1月からは、所得の金額に関係なく、記帳の義務化がされ、家族の労働の対価が客観的に把握できるようになり、もともと労働の対価が経費として認められていたものを56条でふたをして、57条で特別にふたを開けている状態なわけなので、記帳義務が発生し、経費がはっきりした現在、この56条が意味がなくなったと思われるので、廃止すべきと考えます。

これまで国でも何度か廃止の議論はされ、問題があると認識しているようですが、一度決めたものを廃止するとなると、税金のシステム変更や国民の盛り上がりなどが少ないなど、廃止の話はなかなか進んでいない現状と思われれます。

本三川町議会としても、町民、国民の声として国にお願いしていくべきと思ひ、請願に賛成します。議員諸兄の賛同をお願いします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

8番 梅津 博議員。

○8番（梅津 博議員） ただいま上程されております、平成27年請願第4号「所得税法第56条の廃止のための意見書提出を求める請願」について、原案に反対の立場で討論いたします。

所得税法第56条及び第57条は、親族が事業から受ける対価について、必要経費の特例を規定した条項であり、請願趣旨にあるとおり、いわゆる白色申告の場合、配偶者である事業専従者は86万円、それ以外の事業専従者は50万円が必要経費としてみなされ、所得から控除されます。

本請願に対する請願者の意見は、この金額をもって配偶者及び家族の労働の対価のすべてであるがごとく論じていますが、それ自体大きな誤解であり、また、人権侵害への論理の展開は的を外れたものであります。

親族の労働の対価は、事業主の裁量によって、課税部分も含めた形で十分な金額を支払うことが可能であり、また、給与を必要経費として認めている青色申告制度を選択することについても何ら遮るものはありません。

人権保障の問題は、所得税法第56条に転嫁されるべきものではなく、むしろ事業主の経営方針や経営能力に起因するものが大きいのではないかと思います。

また、所得税法第56条に関する訴訟で、裁判所において違法と認定された判例はなく、客観的に見ても同法が支持されていることを申し添えます。

以上のような観点から、所得税法第56条は廃止する必要はないと判断し、原案に反対するものです。議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから請願第4号「所得税法第56条の廃止のための意見書提出を求める請願書」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は不採択とされております。したがって、原案について採決します。

お諮りします。本件について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 2 名 不起立 6 名）

○議長（成田光雄議員） 起立少数であります。したがって、請願第4号は否決されました。

○議長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会といたします。

（午前10時45分）

平成27年第5回三川町議会定例会会議録

1. 平成27年9月11日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	大川栄一会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長	五十嵐泉建設環境課長
本間明教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘議会事務局長	高橋朋子書記	五十嵐章浩書記
-----------	--------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日 9月11日（金） 午後3時37分開会

 日程第 1 会議時間の変更

○ 閉 会

○議 長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

（午後 3時37分）

○議 長（成田光雄議員） 来る9月14日の会議時間について、三川町議会会議規則第8条第2項の規定により、開始時間を午前9時30分から午後1時半といたします。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の会議を終了します。
これをもって散会といたします。

（午後 3時37分）

平成27年第5回三川町議会定例会会議録

1. 平成27年9月14日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	議員	2番	志田徳久議員	3番	佐藤正治議員
4番	阿部善矢議員	5番	田中晃議員	6番	町野昌弘議員
7番	小林茂吉議員	8番	梅津博議員	9番	佐藤栄市議員
10番	成田光雄議員				

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	工藤秀敏副町長
鈴木孝純教育長	大川栄一会計管理者兼 会計課長
石川稔総務課長	宮野淳一企画調整課長
五十嵐礼子町民課長	遠藤淳士健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長	五十嵐泉建設環境課長
本間明教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹	
和田勉監査委員	青木桂教育委員会委員長
庄司正廣農業委員会会長	

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘	議会事務局長	高橋朋子	書記	五十嵐章浩	書記
-----	--------	------	----	-------	----

○議長（成田光雄議員） これから本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

○議長（成田光雄議員） 日程第1、「決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告書

1. 開会の日時及び場所

平成27年9月10日午前10時45分から午後3時24分まで、9月11日午前9時30分から午後3時36分まで三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 9月10日 8名、 9月11日 8名

3. 欠席委員 9月10日 なし、 9月11日 なし

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会委員長、農業委員会会長

5. 審査事項

議第45号 平成26年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定の件

議第46号 平成26年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第47号 平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第48号 平成26年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第49号 平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第50号 平成26年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

6. 審査の経過

◎ 年長委員 阿部善矢委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に志田徳久委員が当選した。

つづいて、委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に阿部善矢委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員による全体会議により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

7. 審査の結果

付託された各会計決算は、認定を与えることが妥当であると決定した。

以上、特別委員会における審査の状況について報告いたします。

平成27年9月14日

三川町議会決算審査特別委員会
委員長 志田 徳久 ㊟

三川町議会議長 成田 光雄 殿

○議長（成田光雄議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので、質疑を終結します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の討論を許します。

次に、委員長報告に賛成者の討論を許します。

4番 阿部善矢議員。

○4番（阿部善矢議員） ただいま上程されております決算審査特別委員会委員長の報告に対し、副委員長の立場から簡潔に賛成討論を行います。

限られた財源を最大限有効に主要施策に活用していくのか、二元代表制のもとで町民の付託を受けている議会と町当局は常に一体となって町民の声を聞き、真摯に向き合いながら、この命題に誠心誠意取り組み、第3次三川町総合計画の基本計画に沿って、それぞれの施策を着実に実行していく責務があると考えます。

今回の審議において、一般会計約38億6,000万円、五つの特別会計約21億6,000万円の支出の経緯について、報告書類により説明を受け、その内容を精査いたしました。各歳入において町税が大きな伸びを示し、各歳出でも、公共物の長寿命化・耐震化工事を初め、他の施策事業について、計画に沿った執行がされております。

町債残高の減少も計画的に進められ、財政健全化指標も引き続き改善されております。

このような観点から、平成26年度各会計決算は認定を与えるべきものと判断いたします。

なお、審査の過程で述べられました監査委員からの所見を初め、各委員からの指摘事項や提言などについて、当局において、今後の事業計画の見直しや執行率の向上など各施策の改善へ生かすべきであり、第3次三川町総合計画の各施策のさらなる展開により、町民の福祉向上と町の発展に繋げるよう要請し、賛成討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから採決を行います。

各会計決算の認定の件は、6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、「可決すべきもの」として決定されております。

○議長（成田光雄議員） 初めに、議第45号「平成26年度三川町一般会計歳入歳出決算の

認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長(成田光雄議員) 起立全員であります。したがって、議第45号「平成26年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(成田光雄議員) 次に、議第46号「平成26年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第47号「平成26年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第48号「平成26年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第49号「平成26年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第50号「平成26年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上5件を一括して採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(成田光雄議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は委員長報告のとおり決定しました。

○議長(成田光雄議員) 日程第2、議第51号「三川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第51号「三川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な内容といたしましては、番号法で新たに定義されました「特定個人情報」及び「情報提供等記録」等の用語を第2条に追加するとともに、特定個人情報の利用及び提供の制限について新たに規定し、さらに、番号法との整合性を確保するため条文の整備を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(成田光雄議員) これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5番(田中 晃議員) 今出されている議第51号は、住民基本台帳法の一部改正に伴って、先程説明がありましたけれども、マイナンバー導入のための個人情報保護条例の一部改正だと思っておりますが、一つそれで質問があります。

この条例改正になれば、情報漏えいが、不正利用とか不正な閲覧を完全に防ぐことができるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長(成田光雄議員) 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 条例の制定に、マイナンバーの制度に際しましての情報漏えいということをごさいましたけれども、基本的には、COKASを初めとする情報のマイナンバーの基幹システムと一般のインターネットに接続してあるシステム、それをまず分離して管理するというを基本にしております。

さらには、先の補正予算でもご可決いただきましたけれども、セキュリティの対策として、それぞれマイナンバー制度に対応するセキュリティ対策、さらには制度の正確性を期すということで、COKASの基幹システムのセキュリティ、さらには、外部からのいろいろなインターネットでの侵入を防ぐためのファイアウォール等、システムの防御体制、そういったものについてもこのたびの補正予算の方で議決いただいたもので、システムを盤石なものにするということを考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） セキュリティを厳しくしていくということでありましてけれども、この条例の中身を読みますと、個人情報保護を厳しくしていくというような方向の割には、個人情報の保護範囲を狭くしたという点があると思うんですよ。それと、ネット情報で提供履歴を閲覧できるようになったと。このことについて少し確認なんですけど、そして、手続などは任意代理人を認めたということであれば、ますます個人情報の保護に対する、それは逆行でないかと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） ご質問のありました個人情報の範囲の部分でありますけれども、個人情報につきましては、番号法、マイナンバーという部分と、それから個人情報保護という部分で、若干異なる部分がございます。

今回の個人情報、マイナンバーの部分で、例えば個人情報という部分につきましては、個人情報というふうに一般的になりますと、例えば亡くなった方の情報とかという部分も入りますけれども、特定個人情報ということで、番号法でいうところの部分になりますと、生存する方の情報ということで、そういった部分で若干異なる部分はございます。

しかしながら、先程話が出ました情報の漏えい、そういった部分について、適正な開示請求とかそういった情報の提供の部分になりますけれども、個人情報の部分につきましては、現在進めている制度の中で、マイナンバーの部分になりますけれども、情報提供、デメリット、心配される情報のリスクの部分、こういったものについては、情報セキュリティ対策基準、そういった部分を国の方でもこの3月に基準の部分もガイドラインも出ましたので、それに併せて本町でも準備しているところですし、十分対応可能というふうに判断しているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） このたびの一部改正条例案ですけれども、今課長の方からも縷々答弁がありましたが、私どもに、改正すべき内容の資料ですが、この資料だけでは正直なかなか理解しづらい。

と申しますのは、やはりこの中には当然のごとく、法的に番号法というものがまた別個あ

るわけです。その番号法が、いわゆるこの条例とのかかわり、どの辺がかかわっているのか、その番号法においてこの新しい改正案が生まれてきたというふうに思いますので、まずもって、番号法の条文の中で、この条例案と同等の、また関連する部分については資料の提示をすべきではないのかというふうに私は最初思いました。

そこで、内容等を見ますと、第6条の中では、個人情報の利用、それから提供については、原則、同一の規制ルールをかけておられるようであります。しかし、6条の3になりますと、情報の提供の制限、ここにいわゆる番号法第19条の規定による規制がかけられてきております。つまり、利用と提供の規制の根拠がまったく分離しているわけです。そうした意味からして、ここは何を言いたいのか、何を意味するのかということ、まず最初、説明を求めたいというふうに思います。

それから、同じく情報の提供の制限の中ではありますが、当然のごとく、外部へのいわゆる情報の提供ということも考えられるわけでありまして、特にその職務にあたる地方公務員にはやはり守秘義務というものがきちんと法の中で謳われておりますし、また、地方税法上でも守秘義務があります。

そうした関係からして、この番号法上での情報提供の義務をきちんと履行する、そうした正当な行為であっても、いわゆる守秘義務違反、言ってみれば、そうした特段の問題は発生しないというふうに捉えてよろしいのかどうか、そこら辺の判断をまず伺いたいというふうに思います。

それから、同じく町、地方公共団体においても、総合的な行政主体として、社会保障や地方税、また防災に関する事務を同一の機関の内部で処理しているわけでありまして、そうしたものはあくまでも内部利用ということで取り扱われていくだろうというふうに思いますが、ご承知のとおり、地方公共団体にはいわゆる首長部局と教育委員会というものがあがりまして、そうした部局と教育委員会の間で情報のやりとり、いわゆるその機関を越えて情報を授受する、そうした場合の取り扱いはどうなんでしょうか。内部利用なんでしょうか、それとも外部提供の扱いになるんでしょうか。そこら辺の説明を求めたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 最初に、第6条の2の特定個人情報の利用の制限の関係でございますけれども、こちらの方の利用の制限につきましては、番号法でいう第29条の関係でございます。目的外利用をある程度限定しながらも、人の生命、財産とかそういった部分に危険が及ぶとか、保護のために必要がある場合ということで一つ定めております。それと激甚災害等、生命に危険を及ぼす、そういった部分の2点を大きく、目的外利用ということで制限をかける場合の一つの番号法での基準にしているところでございます。

この目的外利用につきましては、本人の同意を得られない場合であっても、やはり生命及び財産の保護のために必要がある場合ということで、目的外利用の禁止項目の一つの例外として認めている部分でございます。

次に、特定個人情報の提供の制限になりますけれども、こちらの方につきましては、条例の第6条の3ということで、番号法で認められた場合にのみ提供できるということで、この

部分については、やはり提供する部分の情報についてはある程度範囲を狭くして、先程の災害とかそういった目的外の利用とは異なって、外部に提供する際に情報のいろいろな漏えい、いろいろな部分がございますので、目的外利用を原則禁止して、番号法に認められた場合のみ提供できるというふうにしているところでございます。

続きまして、教育委員会等、地方公共団体内の他の機関との関係でございますけれども、情報提供、例えば首長部局から教育委員会の部分になりますと、同じ、同一の地方公共団体の中でも、他の機関との情報の提供ということで、提供先の規制を受けることになります。例えば、提供の求め方に対する規制、収集の規制、条例上の規制、こういった部分は番号法での規制の対象になるというところでございます。

○議 長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 最初のいわゆる外部提供についていろいろ縷々ありましたけれども、言ってみれば、個人情報の特異な外部提供、これについては、この番号制度の大きな本質の一つではないのかなというふうに思います。この辺が一番気になるところでありまして、今の説明ですと、それがこの番号制度の目的、またそれが大きな本質を占めているというふうなお答えではないようでありましたけれども、私は、この外部提供の情報、これがやはりこの番号制度の本質のかなというふうに認識しておるところであります。

今、個人情報の外部提供のことにつきまして、守秘義務、いわゆる地方公務員法上または地方税法上、そうしたものに特段かわる大きな問題は生じないというふうに捉えておりましたけれども、その答弁がきちんとありませんでしたが、そこははっきりお答えをお願いしたいというふうに思います。

それから、首長部局と教育委員会の間のことについては、やはり外部提供の扱いになるということでありましたので、理解できたところです。

それから、この資料の一番最後の方に、25条、個人情報保護審査会が出ております。審査会は、申すまでもなく、請求人からの不服申し立ての提出に際して、いわゆる実施機関の、例えば町の諮問に応じて審査を行って、その答え、長にその審査の結果を答申する機関であるというふうに私は認識しておりますが、この新しい改正案の中に出てくる文言で、一つは評価書が出ております。地方公共団体のこうした特定の個人情報が、先程も出ましたが、漏えいとかそうした問題、例えば一度流出した情報は、その回収はなかなか至難であって、大変難しいわけでありまして。また、プライバシー侵害、その回復も容易ではないというふうに私は思います。

この審査会が、これからの特定個人情報保護評価、この目的からすれば、事起きた事後対応にとどまらない、いわゆる積極的な事前対応、そうしたプライバシー保護のための評価、確認を行うことも重要な役割になっていくのかなというふうに自分なりに思っておりますが、今後の個人情報保護審査会の役割について若干どのようにお考えか、お知らせ願いたいというふうに思います。

また、もう一つは、地方公共団体の職員が職権を濫用して個人情報を収集した、そうした場合は当然のごとく罰則の対象となります。もう一方で、今度は民間事業者も番号を取り扱

いますので、こうした民間事業者または社員が、こうした個人番号のコピーをとったり、また個人番号を保管したりする、そうした行為についてはどのような対応がなされていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 何点かございましたけれども、最初に守秘義務の関係でございます。今回の条例等のみならず、個人情報、こういった部分の情報漏えいということで心配される部分があるわけでありまして、この部分につきましては、番号法、それから個人情報保護条例、それぞれにおいて罰則の部分が強化されたところでありまして。これは公共団体の職員のみならず、事業所の部分も番号法で規定になっておりますので、その部分については罰則の部分が規定されて、例えば守秘義務違反で、条例で定めている目的外の利用をして外部に情報が漏れた場合とか、そういった目的外利用の部分、そういった部分についても罰則の規定を厳しく規定しているところでございます。

それから、外部委員会との情報の提供、保護審査会の関係でございますけれども、今回のこのマイナンバーの関係で、保護審査会ということで、その審査会がいろいろな情報提供を審査する際の部分で、制度の部分で、国の方でも内閣府の方に、情報保護を行う際の保護機関ということで、新たに保護審査の基準を設けているところでございます。

それと、本町の個人情報保護条例で保護審査する部分に、それぞれの情報のファイル、個人情報ファイル、そういった部分の保護の審査の基準、いろいろ国へ提出する際の保護の関係の審査基準等、そういった部分、国の方から示されているところでございます。

さらには、民間事業所の方につきましても、先程小林議員の方からありましたとおり、規制を設けながら、今回の番号法の制定に併せて罰則規定がされているところでございます。

マイナンバー制度に伴う国の内閣府の保護審査会、それプラス本町での個人情報保護の審査会の部分で、それぞれ役割を担いながら情報保護を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 三川町個人情報保護審査会、今までの役割、職務等に加えて、今のこの番号制度によって新たな評価書がありますし、それに事前に審査にあたっていろんな意見を具申することができるというふうに謳われておりますので、今後の保護審査会の役割として、また職務として、今後どう動いていくのか、変化していくのか、詳しく説明がなかったようですが、注視をしていきたい、関心を持っていきたいというふうに思っております。

また、今、事業所も含めた罰則について、いわゆる内閣府の、情報保護審査会というふうなお答えでしたが、保護委員会ですよね、正式な名称。保護委員会が設置されて、この委員会は全国に内閣府に一つだけですので、各自治体、また各事業所、それぞれ目配りすることはまずは至難なんですね。

ですから、どう規律ある情報の取り扱いを進めていくかということになると、まだまだその監視能力は薄いというふうに思います。あくまでもそうした事態が発生したときには、まずは勧告なりを受けて、その命令に従わなければいよいよもって罰則に行くというふうに思

いますけれども、その初期の段階で誰がそれを発見して、誰が勧告をしていくかということも、そのルールがまだまだよく分からない、後程お知らせをいただきたいというふうに思います。

特にこの番号法制度が生まれてから、町は非常に行政的な、効率的な作業、事務作業が進むというふうに思いますが、実際、個人番号を取得する国民にとってのメリットがまだまだ分からない、周知不足ではないのかというふうに思いますが、今回のこの条例改正案に基づいて、町民に対するいわゆる番号制度のメリットをどのように町民に知らしめていくか、この辺の手法について伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 個人情報の保護評価の仕方を含めて、今後の保護評価のあり方ということをございました。この番号法のマイナンバーの関係ではやはり情報のセキュリティということで、どうやって情報を安全に、かつ正確に守っていくかという部分で課題になっているところをございます。

この部分につきましては、国の方でも現在、いろいろなセキュリティ対策の指針というものを、マイナンバー導入に際するセキュリティ対策ということでガイドラインを出して、3月ですか、平成27年の3月にセキュリティ対策を出して、それに沿って、本町の方でも個人情報保護の安全基準ということで、その改正を受けて準備を現在しているところをございます。

国で示す安全のセキュリティの部分、さらには本町でシステム上の進めている基準、そういった部分を両面で、ハード、ソフト両面でセキュリティについては万全に準備をしていきたいというふうに考えているところをございます。「セキュリティポリシーに関するガイドライン」ということで春先に定まっておりますので、それを受けて、十分万全な準備をハード、ソフト両面でしていきたいというふうに考えているところをございます。

それと、本条例のマイナンバーの関係のメリット等をございますけれども、この部分については、大きくは、行政から見ますと行政手続の簡素化ということで、いろいろな年金とか児童手当、各種届出について、マイナンバーが施行になりますとそれの添付書類が省略できるという、住民にすると行政手続の簡素化という部分もございます。それと、行政側からいたしますと、行政事務の効率化ということで、自治体間でいろいろな情報のやりとりをする際の手続について、番号で照会、転記、入力等できますので、大幅な時間短縮、そういった部分が図られるかなというふうに思っているところをございます。

それともう一つは、公平・公正な社会の位置付けということで、税とか社会保障の給付、こういった部分について、適正、公平に対応されているか、そういった部分の確認等もとれるという部分かと思ひます。

さらには一番、最近水害の部分がありましたけれども、災害時における迅速な支援ということで、こちらについては、実際災害が起こった際に、その人の番号さえ分かれば、ある程度その人に対する必要な支援、そういった部分、きめ細かで迅速な対応が可能ではないかということで、大きくこういった部分をマイナンバー導入のメリットというふうに捉えている

ところでございます。

デメリットの部分の先程の情報の漏えい等、そういった部分の懸念もございますけれども、個人情報保護評価書、そういった部分も踏まえて、審査委員会の方と国とのそういった、市町村と保護委員会とのまだ細部の詰めの部分まで示されておりませんが、今後そういった部分についても、国、県と連携を図りながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第51号「三川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 1 名）

○議長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第51号「三川町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第3、議第52号「三川町手数料条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第52号「三川町手数料条例等の一部を改正する条例の設定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行等に伴い改正いたすものであります。

その内容としましては、まず、第1条におきまして、本年10月から郵送が開始されます個人番号をお知らせする「通知カード」の再交付手数料について、さらに、第2条におきまして、明年1月から申請に基づき交付されます「個人番号カード」の再交付手数料について、それぞれ規定するとともに、「個人番号カード」の交付の開始に伴い、「住民基本台帳カード」の新規交付ができなくなることから所要の改正をいたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） これから質疑を行います。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号カード及び通知カードの再交付にかかる手数料を新設し、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付及び再交付にかかる手数料を廃止するための改正であると思いますが、それで、今後、様々な手続の際に個人番号の記入

が求められる、そのたびにすべての国民は通知カードや個人番号カードの保管、携帯が必要になりますが、高齢者や障害者にとっては、利便性よりもむしろ不便さの方が勝るのではないかと思います。通知カードや個人番号カードを保管、携帯していない場合の対応はどうか、伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 法令に基づきまして申請手続等の際に個人番号を提示する必要がある場合、それでも持参なり何なりされてない場合というのはあるかと思います。それについては、お持ちしていただくなり、またこちらの方で確認できる場合は確認しますが、まず基本的にはご本人から提示をいただくというものであります。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 基本的には本人が持ってくるということなんですが、住民票がない住民や、それからDVによって住所地を離れている人たちに対して、個人番号が届かないと言われております。特にDV加害者に個人番号通知が渡ってしまう危険性もあると言われておりますが、このトラブルを回避するためにはどのような対策がとられているのか伺います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） まず、DV等の被害者に対しましては、住所地でなく、現在居住しているところに郵送するという手段があります。そういった届出をしてくださいということで今周知しているところですが、まずはこの申し出に、申請によりまして、現在の居住地、住所地でない居住地の方にこの通知カードが郵送されることとなります。

住民票のない方ですけれども、まず基本的には、このマイナンバーそのものが住民票のある方に通知になります。ですので、住民票のない方には通知されません。ただ、まずは住民登録が必要な方については住民登録を行っていただくというのが第一かと思われま。

○議長（成田光雄議員） 5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） 個人通知があればということなんですが、個人番号通知が届かない町民の方がいらっしゃった場合、その対応についても伺いたいんですが、行政のサービスから排除されることはないのか。

それと、個人カードの再発行は可能なのか伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 基本的には住民票がある方には全員通知されますので、届かないということは考えておりません。

また、この通知カード、また個人番号カードですけれども、再交付は可能となっております。ただ、その場合にあつて、ご自分でなくしたとかという場合に再交付の手数料をいただくというものであります。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 個人番号カードの前身でありますいわゆる住基カードの有効期間は10年となっております。この個人番号カードには有効期間はあるんでしょうか、まず伺いたいと思います。

それから、この個人カードは、本人の確認の手段として顔写真の表示が必須となっておりますが、ご承知のとおり、新生児からお年寄りまですべてこの個人カードを持つ権利があります。そうした場合に、特に二十歳未満の年代の皆さんというのは、1年1年、その姿、容姿が非常に変わるわけでありまして、そうした顔写真がどこまで信頼性が持てるかということもあります。

そうした場合、この個人カードの確認の上で、未成年の方々のいわゆる顔写真のあり方といますか、10年そのまま使えるのかどうかちょっと分かりませんが、そうした対応についてはどのようになるのでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 個人番号カードの有効期限ですけれども、20歳以上の方は10年、発行の日から10回目の誕生日までとなっております。20歳未満の方は、容姿の変化を考慮しまして5年となっております。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） それで、20歳以上の皆さんは有効期間10年ということですから、古くなったものは、経過したものは、10年経過したものは一応町の方に返納しなければならないというふうになっているわけですね。そうでしょうか。返すんでしょ、町の方に、古いものは。

といいますと、やはりそのカードの所有権ですね。これはあくまで市町村に返納するということになると、その所有権はあくまで市町村長になるわけですか。その辺のお答えをお願いします。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 所有権、そこまでちょっと詳しくはありませんけれども、まず本人というふうに考えますが、まず初回については無料で交付されますが、本人というふうに考えております。

返納されたカードについては廃棄処理されますので、所有権、町の方できっちりと問題のないように処分するという考えにあります。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） その処分のいきさつについては、行く末については理解できます。

私、個人的に思いますのは、この個人番号カードの所有権は、あくまでも市町村長がそれぞれ国民一人ひとりに貸与している、貸し与えている、こういうふうに捉えますが、私の考えは間違いでしょうか。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） この個人番号カードにつきましては、電子証明書の機能もつけることができます。そういった場合、電子証明の機能も有することを考えれば、本人所有というふうに考えております。

○議長（成田光雄議員） 7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） 今町民課長の答弁は相当自信のある答弁というふうに私は受けと

めますけれども、この個人番号カードには、社会保障、特に社会給付とか、それから地方税にかかわる重要な情報、これはこのICチップには取り込まれないわけですよ。ですから、今町民課長がお答えした、あくまでも所有権は個人だということについては、半分理解して半分理解できないので、また後程お答えください。

○議長（成田光雄議員） 6番 町野昌弘議員。

○6番（町野昌弘議員） 聞こうか聞かないか迷ったんですけれども、今回、再交付の手数料が500円と800円ということですが、10年後、返した場合、またもう一度もらうのは、これは再交付にあたるのかどうか、そこだけ一つ教えてください。

○議長（成田光雄議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 個人番号カードの有効期限が満了したときも再交付の方に入ります。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

5番 田中 晃議員。

○5番（田中 晃議員） ただいま上程されております議第52号「三川町手数料条例等の一部を改正する条例の設定」について、反対の立場から討論します。

この議案では、マイナンバー制度導入に伴い、マイナンバー通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を規定しております。

内閣府調査によれば、マイナンバー制度については、いまだ5割以上の人が内容を知りません。マイナンバー制度は、納税や社会保障給付等の情報を国が管理し、行政手続で活用する仕組みの上に、メタボ検診や銀行預金口座等にも使えることになり、個人の所得や医療給付までも国が把握し、プライバシーをさらす危険があります。また、税金や社会保障等の徴収強化や社会保障の給付を抑えることであります。

公的年金の個人情報大量流出の事故がありました。十分なセキュリティ対策がなされているはずの日本年金機構でも情報が漏えいしており、共同通信社がとった直近のアンケート調査では、全国市区町村の6割が安全対策に不安と答えています。多くの国民が不安に感じている個人情報漏えいや不正利用への対策もいまだ国から具体的に示されていません。

以上の理由から、私はマイナンバー制度が三川町民の利益に繋がるとは思えませんので、議第52号に反対します。

以上、議員諸兄の賛同をお願いしまして、反対討論とします。

○議長（成田光雄議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 小林茂吉議員。

○7番（小林茂吉議員） ただいま上程されております議第52号につきまして、賛成の立場で討論いたします。

ただいま反対者が申された意見は、番号制度そのものに疑義を挟む内容であり、本議第5

2号の設定内容とは大きく視点が外れております。

先に審議した議第51号によって、本町の個人情報保護条例が法律上、また実務上、より明確さが高まったと受けとめております。当然、必然的に、そうしたことから、個人番号のカードの発行にかかわる手数料条例の一部改正が生じてきております。通知カード再交付及び個人番号カード再交付手数料の規定は妥当でありまして、個人番号カードの取得申請は個人の任意であり、強制、義務ではありません。

このような観点からして、私はこの議第52号に賛成の意見を表明させていただきます。

議員諸兄のご賛同をお願いし、討論といたします。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第52号「三川町手数料条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 1 名）

○議長（成田光雄議員） 起立多数であります。したがって、議第52号「三川町手数料条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 暫時休憩します。 （午後 2時31分）

○議長（成田光雄議員） 再開します。 （午後 2時50分）

○議長（成田光雄議員） 日程第4、議第53号「三川町立三川中学校屋内運動場外天井等落下防止工事請負契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第53号「三川町立三川中学校屋内運動場外天井等落下防止工事請負契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町立三川中学校屋内運動場外天井等落下防止工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る8月25日、町長執行による指名競争入札を行い、指名18業者による入札の結果、「山形建設株式会社」が8,208万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたくご提案申し上げるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいましてご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（成田光雄議員） 所管の課長より説明を求めます。石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長） 去る8月25日に執行しました、三川町立三川中学校屋内運動場外天井等落下防止工事の入札の執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、中規模な工事であるため、近隣地域の業者を含めて建築業者18業者を選定し、指名したものであります。

予定価格につきましては、税抜き価格 7,700 万円で設定し、入札執行の結果、1 回目で、「山形建設株式会社」が、7,600 万円、税込み価格 8,208 万円で落札いたしましたものであります。

また、本工事の工期については、平成 28 年 2 月 29 日までといたしております。

以上であります。

○議長（成田光雄議員）これから質疑を行います。

2 番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）今回、室内運動場、通称体育館でありますけれども、この体育館の天井落下防止工事というものは特殊工事にあって、特殊業者等がやる事業なのか、その点。そして、工期が 2 月 29 日までということですが、授業への影響を伺います。

○議長（成田光雄議員）石川総務課長。

○説明員（石川 稔総務課長）本工事につきましては、一般工事と捉えているところでございます。

なお、工期等の関係については、教育委員会から答弁させていただきます。

○議長（成田光雄議員）本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長）今回の工事が学校授業等に与える影響といたしましては、基本的にアリーナと武道場、二つに分けて考えておりましたが、まず最初に、まだ工程会議をしておりませんのではっきりしてはおりませんが、武道場を先にやりアリーナをするか、あるいはアリーナを始めて武道場にするかというふうな形になるかと思っております。

ただ、アリーナ部分につきましては、前に体育館建設の際もありましたけれども、町民体育館がすぐ脇にありますので、基本的にはそう大きく影響がない状況です。ただし、武道場につきましては、特に柔道の畳敷きの部分がありますので、その畳敷きをどうするかということについては請負業者の方と調整をしながら、極力そういったスポーツに影響のない方法をとりたいというふうには考えております。以上です。

○議長（成田光雄議員）2 番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）本町ではこれから小学校の天井落下防止工事も行われるわけでありまして。

それで、今回入札受けたところが、この技術力を生かして、この次、優先的に指名入札というような指名するものがあり得るのか、それとも今回のように複数業者の指名入札になるのか、その点、伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員）本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長）小学校、3 小学校につきましてはすでに契約をし、それぞれ完成検査も、横山と東郷については今月が完成検査、押切が来月の完成検査を予定しております。以上です。

○議長（成田光雄議員）8 番 梅津 博議員。

○8 番（梅津 博議員）今回の工事に関して、設計あるいは工法にかかわる内容かと思っておりますけれども、若干質問いたします。

三川中学校の体育館に関しては、小学校よりもさらに軒高が高いというふうに認識しているわけでございますけれども、当初、この天井の改修に関しては、例えば強い地震が来て、工事したものが例えば落ちてきたとしても、けがのない素材を使うというような話もございました。

今回、中学校に関しても、あるいは小学校に関してもそうだったわけですが、そういった素材のもとに、安全な、最悪の場合でも安全な素材、あるいはなるべく落ちないようにというふうな工法、そういうものが採用されているのか確認したいと思います。

それから、天井の形状に関してですけれども、今、現状では斜め部分が結構あるというふうに認識していますけれども、現状と同じ形になるのか。これは照明との関係もありまして、どういった形ででき上がるのか、その辺、伺いたいと思います。

○議長（成田光雄議員） 本間教育課長。

○説明員（本間 明教育課長） 2点のご質問でした。

1点目につきましてはすでに3小学校も行っているわけですが、今回の工事の中学校におきましても、いわゆる安心天井ということで、軽量の部材を使つての工法でございます。これは、万が一崩落したとしても、軽量であるがゆえに人体に対する影響は著しく少ないというものでございます。

それから形状ですが、現在と一番大きく異なるのは、現在の天井が吸音有孔ボードという形で穴が開いているんですけれども、今回の部材につきましてはそういったものは使えませんでしたので、まず見た目が違ってまいります。あとは大きい話として、前も説明したかと思いますが、その天井をつる吊りボルト、つっているものが基本的には同じ長さであれば斜めも可能だということでありましたので、すべてがフラットになるわけではございません。

一番の変更点は、見た目がやはり変わってまいろうかと思えます。以上です。

○議長（成田光雄議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 討論なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

○議長（成田光雄議員） これから議第53号「三川町立三川中学校屋内運動場外天井等落下防止工事請負契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（成田光雄議員） 起立全員であります。したがって、議第53号「三川町立三川中学校屋内運動場外天井等落下防止工事請負契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 日程第5、議第54号「三川町教育委員会教育長の任命」の件を議題とします。

職員に議案を配付させます。

(書記配付)

○議長(成田光雄議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(成田光雄議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただいま上程されました議第54号「三川町教育委員会教育長の任命」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、本年4月に施行された新たな教育委員会制度について、本町においては経過措置の適用により、これまでの執行体制を継続してきたところでありますが、このたび青木教育委員長が任期満了を迎えることとなったことから、改正法の新教育委員会制度に基づく教育長として、鈴木孝純氏を任命いたしたくご提案申し上げる次第であります。

改めて、鈴木孝純氏の主な経歴等について申し上げますと、昭和47年3月に東京教育大学理学部生物学科を卒業後、同年4月より、神奈川県为学校法人桐蔭学園に勤務され、平成16年4月、初等・中等局長に、平成19年5月、理事に就任され、平成22年3月に退職されるまでの間、同学園の評議員、理事としてその要職を務められております。鈴木氏は、桐蔭学園勤務38年間のうち、実に20年の長きにわたり管理職、学校役員としてご尽力され、同学園の発展に大きく貢献しております。また、この間には、本町に対しましても、貴重な提言や著名人の招聘などにより、町づくりや教育振興に数々のご高配をいただいたところであります。

そして、平成22年10月1日からは本町の教育長に就任し、桐蔭学園勤務時代に培った見地と経験を生かした強いリーダーシップにより、三川の教育を強固に推進していただいているところであります。特に、ご自身の発案により平成25年度から始められた学力向上対策事業におきましては、自らも教壇に立ち、日夜、児童生徒の学力向上に取り組まれていることにつきましては、議員各位もご承知のことと思います。さらに、学校経営の経験が高く評価され、平成24年度より東北公益文科大学の理事長補佐に就任し、ここ庄内のため、大学の改革に尽力されているところであります。

このように、鈴木孝純氏につきましては、これまでの教育現場での豊富な経験と多様な見識により、新たな教育委員会制度による教育行政の発展にご尽力いただけるものと確信しており、教育長として最適任者であることから、何とぞご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長(成田光雄議員) これから議第54号「三川町教育委員会教育長の任命」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

○議長(成田光雄議員) 議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(成田光雄議員) ただいまの出席議員数は議長を除いて8名であります。

○議長(成田光雄議員) 次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に2番 志田徳久議員、3番 佐藤正治議員、以上2名を指名いたします。

○議長（成田光雄議員） 職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（成田光雄議員） 念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は否とみなします。

○議長（成田光雄議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 配付漏れなしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（成田光雄議員） 異状ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 異状なしと認めます。

○議長（成田光雄議員） ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

○議長（成田光雄議員） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（成田光雄議員） 投票漏れなしと認めます。

○議長（成田光雄議員） 投票を終了します。

○議長（成田光雄議員） 開票を行います。

2番 志田徳久議員、3番 佐藤正治議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○議長（成田光雄議員） 開票の結果を報告します。

投票総数8票、これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票8票、無効投票0票。

有効投票のうち、賛成8票、反対0票、以上のとおり、全員賛成であります。

したがって、議第54号「三川町教育委員会教育長の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（成田光雄議員） 議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（成田光雄議員） 先程、議第54号におきまして教育長に選任されました鈴木孝純氏が

議場におられますので、ご登壇いただき、ご挨拶をお願いいたします。

○説明員（鈴木孝純教育長） この5年間、青木委員長のもとで教育委員、教育長としていろん

なことを学ばせていただきました。そして、今年より新教育長制度が始まり、この三川町でも11月から実施されるわけですが、私といたしましては、今までの経験を踏まえつつ、初心に戻り、三川町の教育の発展のために尽くしたいというふうに思っております。

日本の中においてはいろいろな教育制度改革が行われていますけれども、それは非常に画一的で、非常に課題も多いです。やはり地方は地方ならではの、あるいは三川町は三川町ならではの望む人づくり、これこそが三川町の本当の教育の姿ではないかというふうに思っております。一つの幼稚園・保育園、そして三つの小学校に分かれ、そしてまた一つの中学校にまとまる。この三川町は、非常に理想的な一貫教育が行える地ではないかというふうに思っております。

議員の皆さま方、そして行政の皆さま方のご協力と、それから私は教育長として職を全ういたしたく、皆さま方の今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

○議長（成田光雄議員） 日程第6、議第55号「三川町教育委員会委員の任命の件」を議題とします。

職員に議案を配付させます。

（書記配付）

○議長（成田光雄議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（成田光雄議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第55号「三川町教育委員会委員の任命」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび、平成15年4月より12年の長きにわたり、教育委員として本町教育の振興、発展にご尽力賜りました現教育委員長の青木 桂氏が、来る10月31日をもって任期満了となることから、その後任として石川修一氏を教育委員に任命いたしたくご提案申し上げる次第であります。

石川修一氏は、昭和26年7月のお生まれで、昭和50年3月、山形大学農学部を卒業後、同年4月より、山形県庄内経済農業協同組合連合会に入会し、職務に精励されておりましたが、上部組織である全農の組織再編に伴い、同会を退職、平成9年10月からは、庄内地区4農協の出資により誕生した株式会社エコープ庄内に入社され、平成19年7月、常務取締役、平成21年7月には、代表取締役に就任されております。同社においては、農協組合員や利用者の暮らしに役立つためのスーパーマーケットなどの経営に先頭に立って取り組まれ、社業の発展に大きく寄与されております。平成24年6月に退職後は、その人望と手腕を買われ、現在は山形県庄内総合支庁産業経済部に嘱託職員として勤務されております。

石川氏の社会活動としては、平成2年に、三川トピア創造委員会委員として町への提言や全国方言大会の開催にご尽力いただくとともに、平成9年から11年までは、山形県立鶴岡北高等学校のPTA副会長、会長を歴任し、PTA活動にも積極的に参画されております。

さらに、剣道錬士6段の段位を取得されており、三川致道会の会員として武道の振興に寄与されるとともに、平成24年からは、三川中学校の剣道部の指導にあたられ、生徒並びに

保護者からの人望も厚く、人格、識見ともに優秀な方であります。

このように、石川修一氏につきましては、企業経営やPTA活動、武道の指導などにより培った豊富な経験を生かし、本町の教育行政の発展にご尽力いただけるものと確信しており、教育委員として最適任者であることから、何とぞご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（成田光雄議員） これから議第55号「三川町教育委員会委員の任命」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

○議 長（成田光雄議員） 議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議 長（成田光雄議員） ただいまの出席議員数は議長を除いて8名であります。

○議 長（成田光雄議員） 次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に4番 阿部善矢議員、5番 田中晃議員、以上2名を指名いたします。

○議 長（成田光雄議員） 職員に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議 長（成田光雄議員） 念のため申し上げます。

本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、白票は否とみなします。

○議 長（成田光雄議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 配付漏れなしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 職員に投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議 長（成田光雄議員） 異状ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 異状なしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

○議 長（成田光雄議員） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（成田光雄議員） 投票漏れなしと認めます。

○議 長（成田光雄議員） 投票を終了します。

○議 長（成田光雄議員） 開票を行います。

4番 阿部善矢議員、5番 田中 晃議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議 長（成田光雄議員） 開票の結果を報告します。
投票総数8票、これは投票者総数と一致しております。
うち、有効投票8票、無効投票0票。
有効投票のうち、賛成8票、反対0票、以上のとおり、全員賛成であります。
したがって、議第55号「三川町教育委員会委員の任命」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（成田光雄議員） 議場の閉鎖を解きます。

(議 場 開 鎖)

○議 長（成田光雄議員） 日程第7、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。
職員に議案を朗読させます。

(書 記 朗 読)

○議 長（成田光雄議員） 本件は、地方自治法第100条第13項及び三川町議会会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（成田光雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議 長（成田光雄議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成27年第5回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

(午後 3時31分)

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

平成27年9月14日

三川町議会議長

三川町議会議員 4番

三川町議会議員 5番